

第 2 9 回 議 会 運 営 委 員 会

日 時 令和 4 年 1 1 月 2 8 日 (月)

午前 1 0 時

場 所 第 1 委 員 会 室

付議事項

- 1 令和 4 年第 4 回 (1 2 月) 定例会に関する事項について
 - (1) 会期案について
1 2 月 1 日 (木) から 1 2 月 2 0 日 (火) までの 2 0 日間
議案件名・・・資料 1
 - (2) 常任委員会及び特別委員会の所管事務調査報告
総務文教常任委員会及びデジタル化推進特別委員会 (委員会視察分) の
所管事務調査報告を本会議初日の 1 2 月 1 日に行う。
 - (3) 議事日程案について・・・資料 2
 - (4) 陳情・要望書等の取扱いについて・・・資料 3
 - ・令和 5 年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い
 - ・正常な議会運営に関する陳情
 - ・要望書 (入札制度の改正等を要望)
 - ・地域建設産業の再生に関する要請書
 - ・住宅リフォーム助成制度の継続を求める要請書
 - ・学校教材 (備品) の計画的な整備推進についてのお願い
 - ・令和 5 年度税制改正に関する提言について
 - ・議会活動の正常化を求める陳情
- 2 市議会モニターとの意見交換会で聴取した意見について・・・資料 4
- 3 (仮称) 議会個人情報保護に関する条例の制定について
- 4 申し入れ書 (山陽小野田市議会 6 月定例会以降に開催されます本会議また
委員会等、市議会が定める公開される会議の撮影を許可していただきますよ
う申請いたします。) について
- 5 その他
全員協議会の開催日
1 2 月 1 日 (木) 午前 9 時 1 5 分 議運決定事項の報告

令和 4 年第 4 回（1 2 月）定例会議案件名

● 市長提出議案：議案 3 0 件（うち報告 2 件）

○総務文教常任委員会所管（1 3 件）

- (1) 議案第 7 7 号 山陽小野田市個人情報保護法施行条例の制定について
(総務)
- (2) 議案第 7 8 号 山陽小野田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(人事)
- (3) 議案第 7 9 号 山陽小野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(人事)
- (4) 議案第 8 0 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
(人事)
- (5) 議案第 8 1 号 山陽小野田市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について
(人事)
- (6) 議案第 8 2 号 山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(人事)
- (7) 議案第 8 3 号 山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
(人事)
- (8) 議案第 8 4 号 山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例の制定について
(人事)
- (9) 議案第 8 8 号 市役所本庁舎環境改善事業（建築主体・機械設備工事）請負契約の締結について
(総務)
- (10) 議案第 8 9 号 物品の購入に係る契約の変更について
(総務)
- (11) 議案第 9 2 号 市有財産の出資について
(大学)
- (12) 議案第 9 3 号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款の変更について
(大学)
- (13) 議案第 9 4 号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標（第 2 期）の変更について
(大学)

○民生福祉常任委員会所管（８件）

- (1) 議案第 7 0 号 令和 4 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算
（第 1 回）について (国保)
- (2) 議案第 7 1 号 令和 4 年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算
（第 2 回）について (高齢)
- (3) 議案第 7 2 号 令和 4 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予
算（第 1 回）について (国保)
- (4) 議案第 8 5 号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制
定について (市民)
- (5) 議案第 8 6 号 山陽小野田市児童館条例の一部を改正する条例の制定に
ついて (子育て)
- (6) 議案第 8 7 号 山陽小野田市急患診療所条例を廃止する条例の制定につ
いて (健康)
- (7) 議案第 9 0 号 山陽小野田市立サッカー交流公園の指定管理者の指定に
ついて (文スポ)
- (8) 議案第 9 1 号 山陽小野田市の児童館の指定管理者の指定の一部変更
について (子育て)

○産業建設常任委員会所管（５件）

- (1) 議案第 6 9 号 令和 4 年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算
（第 1 回）について (都計)
- (2) 議案第 7 3 号 令和 4 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補
正予算（第 2 回）について (公営)
- (3) 議案第 7 4 号 令和 4 年度山陽小野田市水道事業会計補正予算
（第 1 回）について (水道)
- (4) 議案第 7 5 号 令和 4 年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算
（第 1 回）について (水道)
- (5) 議案第 7 6 号 令和 4 年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算
（第 2 回）について (下水)

○一般会計予算決算常任委員会所管（2件）

- (1) 議案第68号 令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算（第7回）について（財政）
- (2) 承認第6号 令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算（第6回）に関する専決処分について（財政）

○報告（2件）

- (1) 報告第6号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の令和3年度における業務の実績に関する評価結果の報告について（大学）
- (2) 報告第7号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の第1期中期目標の期間における業務の実績に関する評価結果の報告について（大学）

令和 4 年第 4 回（1 2 月）定例会議事日程（案）

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘 要
1 2	1	木	午前 1 0 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・諸般の報告（事務報告） ・常任委員会及び特別委員会の所管事務調査報告 ・報告 2 件を報告及び質疑 ・議案 2 8 件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託
			本会議終了後	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・総務文教常任委員会 ・民生福祉常任委員会
1 2	2	金	午前 9 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・総務文教常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会 総務文教分科会 ・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会 民生福祉分科会
1 2	3	土		休 会	
1 2	4	日		休 会	
1 2	5	月	午前 1 0 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会 産業建設分科会
1 2	6	火		委員会	・委員会予備日
1 2	7	水	午前 9 時 3 0 分	本会議	・一般質問（ 人）
1 2	8	木	午前 9 時 3 0 分	本会議	・一般質問（ 人）
1 2	9	金	午前 9 時 3 0 分	本会議	・一般質問（ 人）
1 2	1 0	土		休 会	
1 2	1 1	日		休 会	
1 2	1 2	月	午前 9 時 3 0 分	本会議	・一般質問（ 人）

12	13	火	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
12	14	水		休会	・議事整理日
12	15	木	午前10時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会（全体会）
12	16	金		休会	・議事整理日
12	17	土		休会	
12	18	日		休会	
12	19	月		休会	・議事整理日
12	20	火	午前10時	本会議	・付託案件に対する委員長報告、質疑、 討論及び採決 ・閉会中の調査事項について

都道府県議会議員 様
市区町村議会議員 様

千代田区神田小川町 3-28 昇龍館ビル
公益社団法人 日本理科教育振興協会
会長 大久保

令和5年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてお願い

すでに、小・中・高等学校では、新しい新学習指導要領が実施されています。

理科教育においては、益々、「観察・実験」が重視され、今回初めて、学習指導要領の中で小中共に、「環境整備に十分配慮すること」という一文が加えられました。「観察・実験」重視の視点から、これが十分実施できる理科教育環境整備に対する対応が重要であることが論じられています。

しかしながら、当協会の調査においては、小中高等学校の理科教育環境はまだ十分とは言えず、私どもの調査では、学校現場で最も困っていることが、10年連続で、小中高ともに「観察・実験機器の不足」と挙げられています。

理科教育設備整備費等補助金事業は、小中高の観察・実験機器の整備拡充のための国庫補助事業ですが、補助をうける自治体・学校法人が総事業費の半分以上を負担する事業となっています。

故に、積極的に理科教育設備整備費等補助金を取り込み、観察実験機器の充実に着手されている自治体とそうでない自治体との地域格差も生じています。

については、理科教育環境向上のため、下記の事項にご配慮賜りたく要望いたします。

- 令和5年度 理科教育設備整備予算の計上をお願いします
【理科教育設備整備費等補助金事業への積極的な取組みをお願いします】
- 観察実験に伴う消耗品について、十分な予算措置をお願いします
- 理科観察実験が十分に行える場所（理科室）の確保にもご留意ください
- 実験支援員の配置にも十分にご留意をお願いします

貴自治体管轄の小・中・高等学校の理科教育環境はいかがでしょう。理科教育について、観察・実験機器の充実した理科室で授業ができていますでしょうか。使用できない古い機器がたくさん理科室に残っていませんか。消耗予算は足りていますか。実験に際して、先生は準備や後片づけは時間的な支障なくできていますか。現状の理科教育について、貴自治体教育委員会にお尋ねください。

（別紙、昨年度調査を踏まえて「観察・実験こそ理科教育の基本です」パンフをご参照ください）

貴自治体管轄の全ての小・中・高等学校 理科教育環境向上のため、積極的な予算措置をお願い申し上げます。



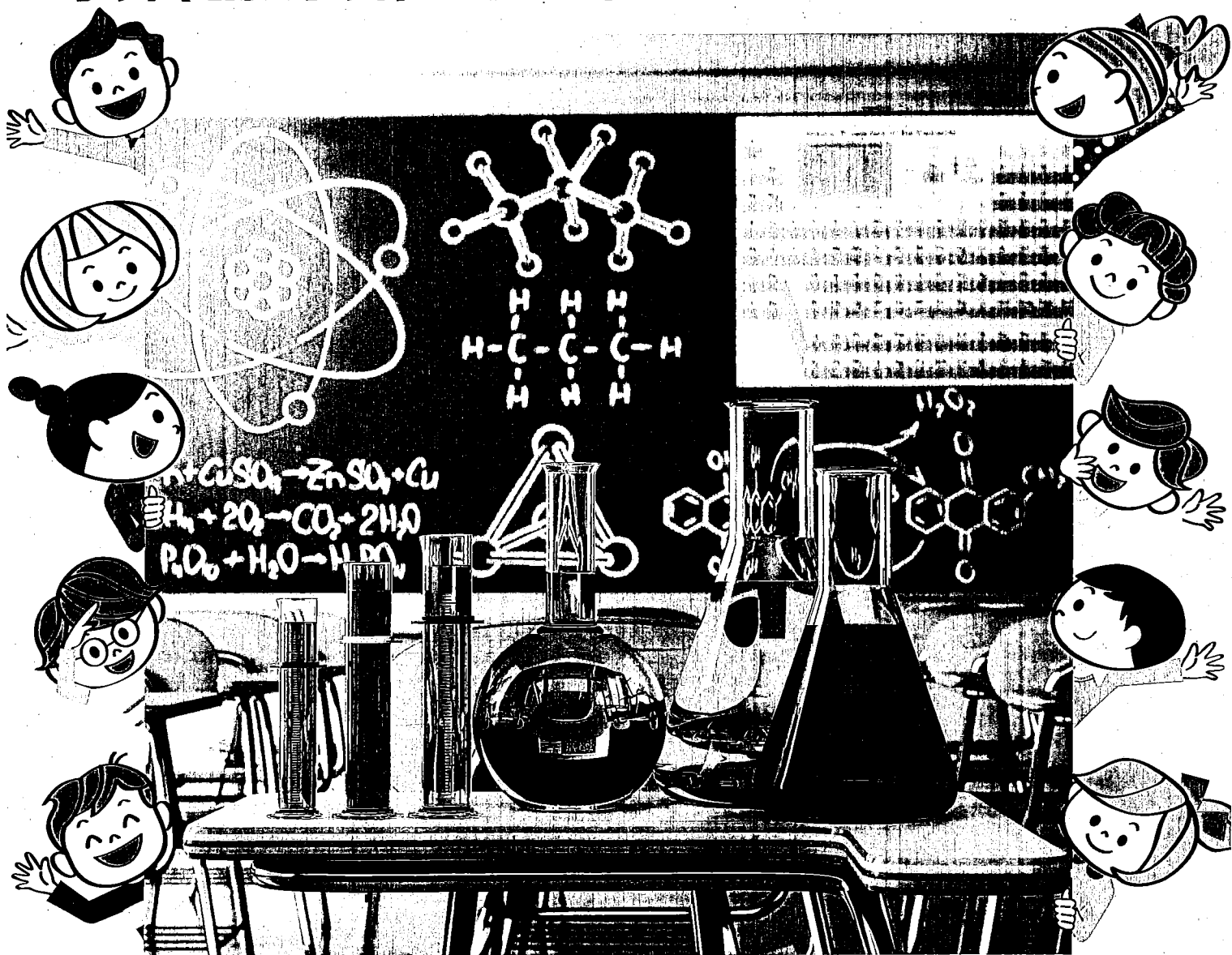
本件のお問合せ先

公益社団法人 日本理科教育振興協会 常務理事 石崎
〒100-0052 千代田区神田小川町 3-28 昇龍館ビル 4F
TEL: 03-3294-0715 E-mail: info@japse.or.jp

「観察・実験」こそ 理科教育の基本です

理科の授業は
理科室で!

次年度に向けて、理科教育設備整備費等補助金
予算(理振予算)の増額計上を要求をしましょう。



すでに小・中・高等学校ともに新しい学習指導要領がスタートしています。理科教育においてはより一層、観察・実験が重視され、【観察・実験】こそが理科教育の基本であります。

児童・生徒たちにはたくさんの観察・実験を体験させてあげて欲しいと願います。

新しい学習指導要領において、新たに必要とされる観察・実験機器は数多く登場してきています。

(裏面参照)

あなたの学校の理科室では、準備ができていますか。観察・実験機器の整備充実を急いでください。



理科教育を支援する
公益社団法人 日本理科教育振興協会



いま、小・中・高等学校の理科教育で一番困っていることは、観察・実験機器の不足です。

理科観察・実験機器を充実させ、理科の楽しさ

平成25年度の調査から、10年連続で「機器の不足」が最も困っている

1

教科書掲載の実験を行うために、最重点・重点設備機器の充実を推進しましょう

小中学校の最重点設備機器は100%充足が必須です。

高等学校では、新学習指導要領に伴い、新規の観察実験機器が、多数登場してきています。

観察・実験機器の整備充足率

品目	小学校	中学校	高等学校
最重点設備品	79.7%	60.9%	—
重点設備品	42.8%	56.1%	15.3%
その他の設備品	23.7%	18.0%	7.9%
設備品総額(上記3区分)	46.2%	49.0%	11.2%
少額設備品	41.4%	32.3%	11.0%

教育現場の声

- 実験機器が古くて使えない
- 一度に同じ機器を一括で揃える予算がつかない
- 実験機器の故障が多くて使えない
- 予算が乏しく、毎年買い足ししているのに、同じ機器が揃わず指導しにくい
- 顕微鏡の種類がバラバラで指導しにくい

2

理科の授業は理科室で行いましょう

観察実験が十分に行える場所を確保しましょう。

理科実験が十分にできる理科室は足りていますか

	小学校	中学校	高等学校
理科室が不足している	12.8%	34.8%	25.0%

普段理科室で授業を行っていますか

	小学校	中学校	高等学校
ほぼ理科室で授業を行っている	36.4%	35.5%	25.0%

※ 観察・実験にかかわらず理科の授業は理科室で行ってください。普通教室で行う授業よりも、観察・実験機器に囲まれた環境で行う理科の授業は、児童・生徒達の理科への興味・関心を、より一層高めるものと考えます。

3

使えない機器は廃棄し、使用できる機器をそろえましょう

使えない実験機器・とても古い実験機器が理科室にありますか。顕微鏡・電源装置など、一括で整備することが望ましい機器は、大きな金額になるので、翌年に備え早い時期に予算要求しましょう。

使用できない実験機器保有数

	小学校	中学校
使用できない生物顕微鏡	7.9%	14.5%

使用できない実験機器保有数

	小学校	中学校
使用できない電源装置	3.6%	10.5%

生物顕微鏡を購入した時期

	小学校	中学校
昨年～10年前	31.7%	37.7%
10～20年前	32.2%	40.1%
20年以上前	36.0%	22.1%

電源装置を購入した時期

	小学校	中学校
昨年～10年前	39.8%	42.3%
10～20年前	38.6%	38.8%
20年以上前	21.6%	18.9%

古い実験機器は、火災や思わぬ事故の原因となります。安全な理科実験環境に留意しましょう。また、廃棄手続きを忘れずに行いましょう。

体験できる理科教育環境を整備してください



回答いただいています。

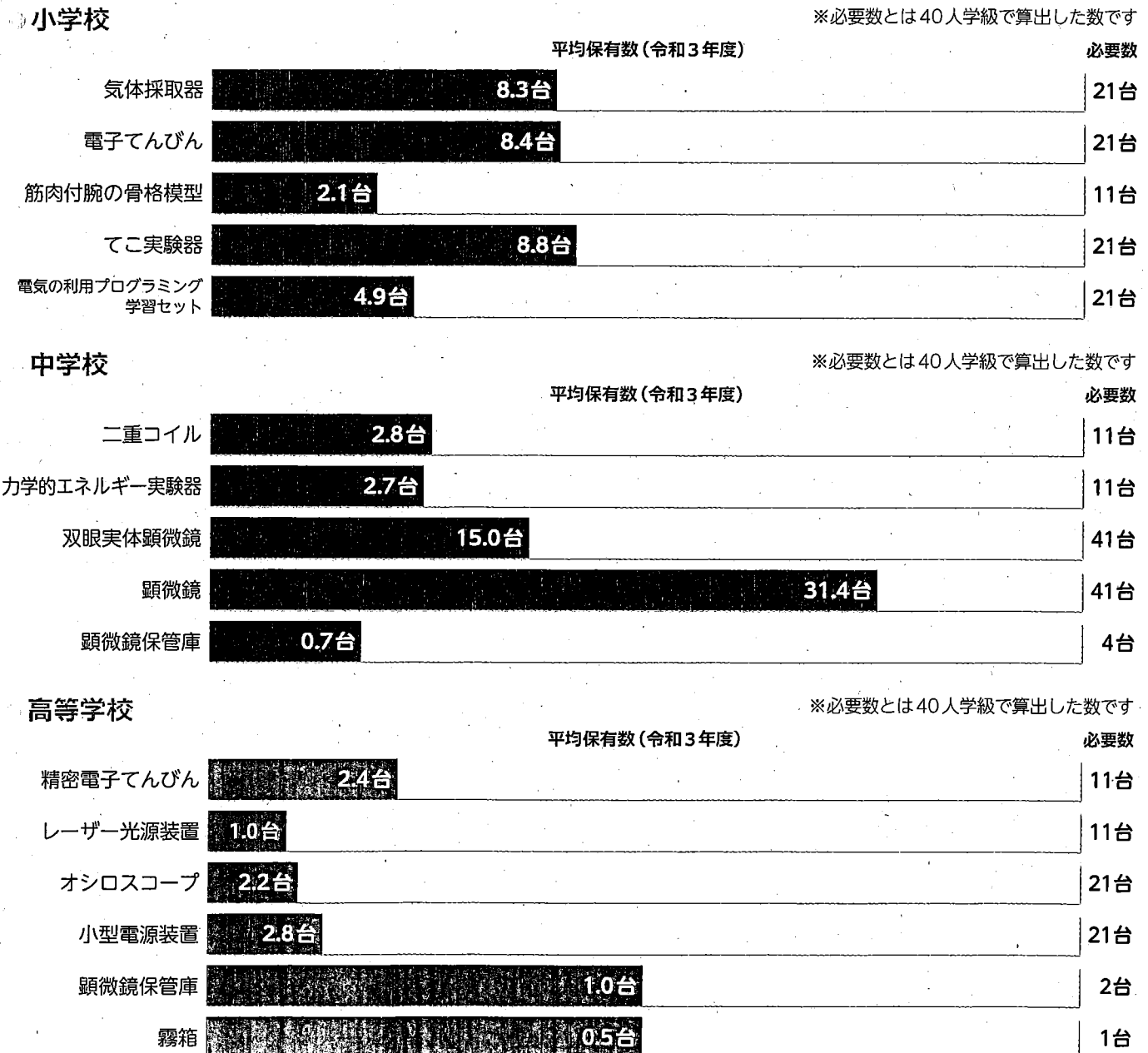
※令和4年度全国小・中・高等学校観察・実験機器充足調査結果より

4 消耗品もしっかり確保しましょう

観察・実験授業を円滑に行うには、消耗品を常時用意しておく必要があります。
消耗品費もまだまだ不足していますので、忘れずに予算要求しましょう。

	小学校	中学校	高等学校
消耗品が不足している	45.9%	39.1%	45.2%
一クラスあたり平均予算	10,313円	10,242円	15,519円
一人あたり平均予算	372円	330円	441円

5 代表的な理科設備品整備状況の調査結果



6

新学習指導要領で新たに必要な観察・実験機器の整備が遅れています。

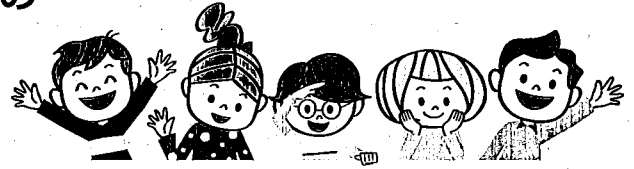
新しく必要とされる観察・実験機器の整備はできていますか

令和4年度理科充足調査より

	小学校	中学校	高等学校
整備はできている	25.7%	16.2%	8.5%
すすめている途中である	68.6%	77.9%	50.0%
未定	5.7%	5.8%	41.5%

観察・実験機器について、新しい学習指導要領への対応は十分できていますか。

より良い理科教育環境で、たくさんの観察・実験を児童生徒達に体験させてください。



新学習指導要領で追加された内容・変更点

■ 小学校

追加した主な内容

- ・音の伝わり方と大小(第3学年)
- ・雨水の行方と地面の様子(第4学年)
- ・人と環境(第6学年)
- ・自然災害

■ 中学校

改善・充実した主な内容

- [第1分野]
- ・光の色(第1学年)
 - ・放射線(第3学年に加えて、第2学年においても学習)
- [第2分野]
- ・自然災害(第3学年→全学年で学習)
 - ・生物の特徴と分類の仕方(第1学年)

■ 高等学校

改善・充実した主な内容

- ・科学と人間生活: 人間生活との関連を重視
- ・物理基礎: 探究の過程を踏まえた実験・観察の重視
- ・化学基礎: 日常生活や社会との関連を重視
- ・生物: 「(1) 生物の進化」を内容の冒頭に設定し、以後の学習で進化の視点を重視
- ・地学: 地震災害、火山災害、高潮災害などを加え、防災に関する学習内容を充実

必要な観察・実験機器

- ・実験用太鼓
- ・雨水と地面のマップ
- ・電気の利用プログラミング学習セット

- ・人と環境説明パネル
- ・自然災害に関する実験機器

必要な観察・実験機器

- ・双眼実体顕微鏡
- ・デジタル双眼実体顕微鏡
- ・地震説明器
- ・火山の噴火実験器

- ・大地の変動説明器
- ・液状化実験装置
- ・ダニエル電池

必要な観察・実験機器

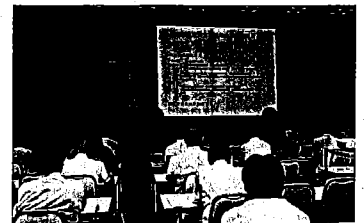
- ・定力装置
- ・力学台車
- ・電気抵抗測定実験
- ・生物の進化映像教材

- ・地震説明器
- ・火山の噴火実験器
- ・大地の変動説明器
- ・液状化実験装置

理科教育設備整備費等補助金事業のお手伝いをします

理科教育設備整備費等補助金(理振)申請は難しくはありません。この補助金を「久しく受けていない」、「受けたことがない」、という自治体、学校法人様に当協会がお手伝いいたします。文部科学省のご協力をいただき、これまで全国で50回以上、理科教育設備整備費等補助金事業・台帳説明会を開催し、2,300名以上の自治体・学校法人関係者の方々にご参加いただきました。

今年度も開催いたします。理振補助金に関するご質問など、当協会下記連絡先までお問い合わせください。



お問い合わせ▶ 理科教育設備整備に関するご質問は、メール・電話・FAXにて当協会までお問い合わせください。

✉ Mail: info@japse.or.jp ☎ Tel: 03-3294-0715 📠 Fax: 03-3294-0716

詳しくは理振協会のホームページを参照願います。▶▶▶ <http://www.japse.or.jp>



理科教育を支援する

公益社団法人 日本理科教育振興協会

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28 昇龍館ビル

2022年9月28日

山陽小野田市議会

議長 高松 秀樹 様

小野田 3929

樋口晋也

正常な議会運営に関する陳情

主 文

広聴特別委員会により取り組まれている市議会モニター制度においてこの度は「コロナ感染症対策」を理由にモニター会議の分割開催が決定されました。

このような浅はかな運営は市議会の信頼を損ね市政発展を阻害するものであり、広聴特別委員会の適正な委員会運営とともに議会運営の基本としていかにあるべきかしっかりとした理論に基づいた議論によって統一見解を出していただきますよう陳情いたします。

理 由

コロナ対応でモニター会議を分割開催することによって、モニターは1会場に4名程度がMAXとなっていますが、上限人数も決定されていません。広さに対しての人数の設定も言うまでもなく議論されておらず、科学的根拠も示されておりません。

もちろん科学者や医療研究者等が関係者にいない中で明確な根拠を持つことは困難であることは容易に想像できます。

であれば「何を持って根拠とするのか」。このことが議論されることもなく漫然と「感染症対策」と謳っての実施には市議会の委員会運営としてみたときに疑問が残ります。今時は市民グループでも各々がルール決めをして運営しています。

本当にそこまでの「感染症対策」が必要であるならば、市議会モニター委嘱式に全員が一堂にかいして開催されたのか整合性が取れません。

議会報告会、いわゆる議会カフェについてはこの度も開催が見送られました。

委員会では「何かあった時に議会が責任を負えないことはすべきでない」との意見が出ていますが、市議会モニターは議長から正式に委嘱を受けた公人であることの自負を持っています。「モニターのため」という偽善的言葉でモニターに失礼ではないでしょうか。職務怠慢の言い訳は大変見苦しく苦々しい思いでいます。

山陽小野田市、行政には市民を巻き込んだ会議が多々ありますが、この開催は間違っているのでしょうか。

大変出遅れの感否めませんが、議会として「コロナ感染症対策」について最低限度のルール決めを行いそのガイドラインに沿って議会活動が展開されるべきだと考えます。

以上



令和4年(2022年)10月6日

山陽小野田市議会
議長 高松 秀樹 様

山口県山陽小野田市大字西高泊125番地1
小野田商工会議所
建設部会長 碧村 宗憲

要 望 書

前略 当商工会議所建設部会は下記の通り山陽小野田市、山陽小野田市水道局並びに山陽小野田市立山口東京理科大学の入札制度の改正等を要望致します。

要望 1. 登録工事土木一式工事と水道設備工事の予定価格(請負対象設計額)が3,500万円(税別)を超える入札については全て特別簡易型総合評価競争入札とする。

理由 より安全で品質の高い社会資本整備を進めていくために、従来の「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」に転換することを目指し、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品格法)が平成14年(2002年)に施行されました。

山口県では、この品格法の趣旨に基づき、平成18年度から技術的な工夫の余地の小さい一般工事について、「簡易型総合評価方式」を採用した競争入札を行い、平成20年度からは、「特別簡易型総合評価方式」、「標準型総合評価方式」を追加し、原則として一般競争入札方式により発注する全ての工事に総合評価方式を適用しています。

山陽小野田市も山口県に準じて、土木一式工事・水道設備工事格付Aの競争入札全てに採用される事が望ましいと判断した為。

要望 2. 建設工事競争入札参加資格審査申請の土木一式工事格付Aの条件である経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載されている2年・3年平均完成工事高を1億円以上から1億5,000万円以上に変更する。合わせて格付Aの条件である総合点数を900点以上から920点以上に変更する。

理由 県が令和2年度から下請完成工事高を、建設工事の種類とび・土工・コンクリートから土木一式工事に組み入れる事を認めた為土木一式の完成工事高が増額する事が見込め、施工実績等が少な業者が安易に格付Aになると判断した為。

元々以前は、土木一式工事格付Aの条件は完成工事高1億5,000万円以上でした。



- 要望 3. 土木・建築・管工事格付ごとに工事成績評点（平均点）の下限値を設定し、下回る場合は格付を下げる等のペナルティを設定する。
正当な理由がなく工期を遅延した業者に対してのペナルティを明確にし、指名停止処分や格付の見直しをする。
工事の丸投げや手抜きをする法令違反の業者も同様です。
山陽小野田市立山口東京理科大学の工事も同様とする。（経費相当額を山陽小野田市が補助している為）

理由 工期が遅延したり、粗悪な施工をした場合、生活に支障をきたすのは行政でも建設会社でもなく、市民が一番迷惑を被ります。
市民に迷惑をかけ平気である様な悪質な業者は排除し、努力している優良業者の受注件数を増加させたい為。

- 要望 4. 山陽小野田市立山口東京理科大学で実施されている公募型プロポーザル方式による候補者選定結果の公表について、明確な評価調書を公表する。

理由 選定されなかった工事業者が、選定されなかった理由を明確に把握出来ず、企業努力が出来ない状況である為。
公募型プロポーザル方式は工事業者がかなりの経費負担がある為、参加工事業者が増々少なくなる可能性が高いと思われる為。

- 要望 5. 山陽小野田市立山口東京理科大学の工事は山陽小野田市から発注する。

理由 山陽小野田市監理室・建設部が管理監督し適切な工事業者を選定しないといけない為。山口県の建物・附帯する施設の場合山口県建築指導課・住宅課が発注している。

令和4年10月12日

山陽小野田市議会議長 高松 秀樹 様

地域建設産業の再生に関する要請書

山口県建設労働組合（建設山口）

執行委員長 吉村 修

小野田支部長 竹本 登

日頃より当組合に対するご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

安全な国土の維持形成や良好な生活環境を支える建設産業において、将来にわたる建設技能者の確保・育成が重要な課題となっています。そのために、10年連続しての公共工事設計労務単価の引き上げ、週休2日・働き方改革の推進、建設業の担い手確保対策等を盛り込んだ公共工事品確法・建設業法・入契法の「新・担い手3法」改正、社会保険加入推進、建設キャリアアップシステム（CCUS）や建退共制度の普及・促進、一人親方対策検討会の設置など、現場従事者の処遇改善に向けて国と業界全体で一致した取り組みが進められています。国交省と建設4団体は技能労働者の賃金について、概ね2%以上の賃金上昇の実現を目指す取り組みを進めることを確認しました。

地域建設業の再生と未来のために、私たちは若者の入職促進、技術・技能の継承の取り組みを進めており、とりわけ技能労働者への適切な水準の賃金確保と労働環境の改善をめざして、以下の項目について早急に実現されるよう要請いたします。

記

1. 公共工事設計労務単価が10年連続で引き上げられたことに対応し、すべての建設労働者の賃金と下請事業者の法定福利費、国交省が示している雇用に伴い必要な経費約41%等、必要な諸経費を含む契約単価の引き上げ、適正な積算・工期での発注等、具体的な施策を推進してください。
2. 「新・担い手3法」の具体化を進めること。市発注工事において、最終下請まで公正な元下関係・取引、適正な労働環境の実現、適正な法定福利費等を含んだ単価と賃金の支払いを確保してください。
3. 市発注の工事における現場従事者の賃金実態や就労環境を把握するために、現場実態調査を実施し、結果を公表してください。



4. 国交省「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」、「建設業法令遵守ガイドライン」の改訂に伴う現場での対応・対策の徹底を講じてください。
5. 社会保険加入推進にあたっては、「健保適用除外」制度と建設国保組合を活用した厚生年金加入に留意し、現場での周知など具体策を講じてください。
6. 公契約条例を制定し、工事契約を介して受注関係者に一定額以上の賃金の支払いと適正な労働条件等の確保を求め、公共サービスの品質確保、地域建設産業の発展、好循環を図ってください。
7. 建設業の働き方改革推進のため、週休2日の導入に必要な工期設定、必要経費・補正係数等を適正に計上するなど、公共工事の発注者責任を果たしてください。
8. 建設キャリアアップシステム（CCUS）の普及・促進を図ること。入札制度等におけるCCUS登録・活用への評価、モデル現場設定、現場でのカードリーダー等設置費用の負担等、普及・促進策の検討を進めてください。
9. 新型コロナウイルス感染症に関連した現場での感染防止策の徹底、それに伴う費用追加・工期延伸等の実施、現場で感染者等が発生した際の検査費用負担、休業補償など、下請業者・現場従事者への対応・対策を講じてください。

公契約条例一覧表（類型別）

類型	都道府県	自治体名	公布日	施行日 (※改正)	審議会 設置	全建総連 委員
賃金条項が盛り込まれた条例	埼玉県	草加市	2014/9/17	2015年4月	○	◎
	埼玉県	越谷市	2016/12/22	2017年4月	○	○
	千葉県	野田市	2009/9/30	2010年2月	○	○
	千葉県	我孫子市	2015/3/24	2015年10月	○	○
	東京都	千代田区	2014/3/20	2014年10月	○	○
	東京都	新宿区	2019/6/21	2019年10月	○	○
	東京都	目黒区	2017/12/7	2018年10月	○	○
	東京都	世田谷区	2014/9/30	2015年4月	○	○
	東京都	渋谷区	2012/6/22	2013年1月	○	○
	東京都	足立区	2013/9/30	2014年4月	○	○
	東京都	杉並区	2020/3/16	2020年8月	○	○
	東京都	江戸川区	2021/6/22	2021年10月	○	○
	東京都	日野市	2018/3/31	2018年10月	○	◎
	東京都	国分寺市	2012/6/28	2012年12月	○	○
	東京都	多摩市	2011/12/22	2012年4月	○	○
	神奈川県	川崎市	2010/12/21	2011年4月	○	○
	神奈川県	相模原市	2011/12/26	2012年4月	○	○
	神奈川県	厚木市	2012/12/25	2013年4月	○	○
	愛知県	豊橋市	2015/12/17	2016年4月	○	○
	愛知県	豊川市	2018/9/27	2019年2月	○	○
	兵庫県	三木市	2014/3/31	2014年7月	○	○
	兵庫県	加西市	2015/3/25	2015年9月	○	○
	兵庫県	加東市	2015/7/1	2015年10月	○	○
	高知県	高知市	2014/9/26	2014年9月	○	○
	福岡県	直方市	2013/12/20	2014年4月	○	○
8都県		25		25	23	
公契約の総則的事項を規定（賃金条項なし）	北海道	旭川市	2016/12/13	2016年12月	△	
	青森県	八戸市		2021年4月		
	岩手県		2015/3/27	2016年4月	○	
	岩手県	花巻市	2017/12/7	2018年4月	—	
	岩手県	北上市	2018/12/21	2019年4月		
	秋田県	秋田市	2013/3/21	2014年4月	—	
	秋田県	由利本荘市	2017/12/22	2018年4月	△	
	山形県		2008/7/18	2008年7月	(評議委)	
	福島県	郡山市	2016/12/21	2017年4月	○	○
	群馬県	前橋市	2013/3/29	2013年10月	—	
	東京都	葛飾区	2021/3/26	2021年4月		
	石川県	加賀市	2016/3/22	2016年7月	△	
	長野県		2014/3/20	2014年4月	○	○
	長野県	長野市	2020/12/25	2021年4月	△	
	静岡県		2021/3/17	2021年3月	—	
	岐阜県		2015/3/24	2015年4月	△	
	岐阜県	大垣市	2016/3/24	2016年4月	△	
	岐阜県	高山市	2017/12/21	2018年4月	△	
	岐阜県	岐阜市	2020/3/30	2020年4月	△	
	愛知県		2016/3/29	2016年4月	□	
	愛知県	碧南市	2017/3/25	2017年7月	—	
	愛知県	大府市	2018/3/27	2018年4月		
	愛知県	尾張旭市	2017/12/25	2018年4月	△	
	愛知県	田原市	2018/12/20	2019年4月		
	愛知県	豊明市	2020/2/1	2020年2月		
	愛知県	西尾市		2020年4月		
	愛知県	東郷町	2020/3/24	2020年4月	△	
	愛知県	岡崎市		2020年4月	協議の場	
	愛知県	瀬戸市	2021/6/25	2021年10月	意見聴収	
	三重県	津市	2017/12/21	2018年4月	○	○
	三重県	四日市市	2014/10/6	2015年1月	○	○
	京都府	京都市	2015/11/11	2015年11月	(審査委員会)	
	京都府	向日市	2018/3/23	2018年4月	—	
	兵庫県	尼崎市	2016/10/21	2016年10月	—	
	兵庫県	丹波篠山市	2018/12/26	2019年4月	○	
	奈良県		2014/7/10	2015年4月	○	
奈良県	大和郡山市	2014/12/18	2015年4月	○		
和歌山県	湯浅町	2017/3/30	2017年3月	—		
広島県	庄原市	2018/12/20可決	2019年4月	△		
香川県	丸亀市	2016/3/29	2016年4月	—		
沖縄県		2018/3/28	2018年4月	(契約審議会)		
	那覇市		2021年4月	○		
20都道府県		42			4	

※「公権力の規制」は、支払いを条例により受注者に対して直接的に義務付けるのに対して、他は支払いを発注契約に含むことを条例に規定する民事的規整。

◆令和3年・賃金アンケート回収状況

	①事業主	②一人親方	③常用・手間 請で働く人	計	回収率%	H3.3月末 組合員数
阿 東	9	26	18	53	75.7%	70
岩 国	315	356	805	1,476	82.3%	1,793
宇 部	302	711	472	1,485	87.6%	1,696
小野田	118	229	185	532	90.3%	589
吉 南	180	400	338	918	86.5%	1,061
下 松	232	340	536	1,108	79.0%	1,403
熊毛南	39	55	71	165	65.2%	253
下 関	206	599	233	1,038	89.9%	1,155
徳 山	129	335	290	754	100.3%	752
豊 浦	34	97	54	185	96.4%	192
長 門	38	91	40	169	96.6%	175
萩	36	86	44	166	87.4%	190
光	32	89	50	171	64.5%	265
防 府	148	316	256	720	72.7%	990
美 祢	28	95	50	173	103.0%	168
山 口	178	339	334	851	70.2%	1,212
柳 井	54	99	120	273	57.7%	473
計	2,078	4,263	3,896	10,237	82.3%	12,437

◆調査結果について（概況）

◎アンケートの回収枚数は、左表のとおり10,237枚でした。回収枚数は2年連続して10,000枚を超え、過去最高の枚数となりました。令和3年賃金実態（全職種平均）は、事業主の支払い賃金が昨年より83円増の14,388円、一人親方の受取賃金が259円増の16,762円、常用・手間請で働く人の受取賃金が105円増の12,732円となりました。また、一人親方と常用・手間請の人の受取賃金の平均日額（全職種）は15,101円。昨年と比較すると178円増となりました。

◎賃上げの有無では、常用・手間請の人については上がったと答えた方が748人、下がった44人、変わらない2,848人。一人親方については、上がったと答えたものが173人、変わらない3,566人、下がったと答えた方が260人。事業主については、上がった（上げた）514人、変わらない（すえおいた）1,378人、下がった（下げた）が7人となりました。

◎年収（ボーナス・手当等を含めた総額）の全職種平均額は、一人親方が454万円（昨年451万円）、常用・手間請で働く人が377万円（昨年376万円）という結果になりました。

◎土曜日は常用・手間請の人をみると、月1回以上土曜日が休日になっている人は、全体の半数の61%です。また、建設業退職金共済制度については、事業主109人、一人親方523人、常用・手間請で働く人633人もの人が「建設業退職金共済制度（建退共）を知らない」と答えています。引き続き制度の周知をはかる必要があります。

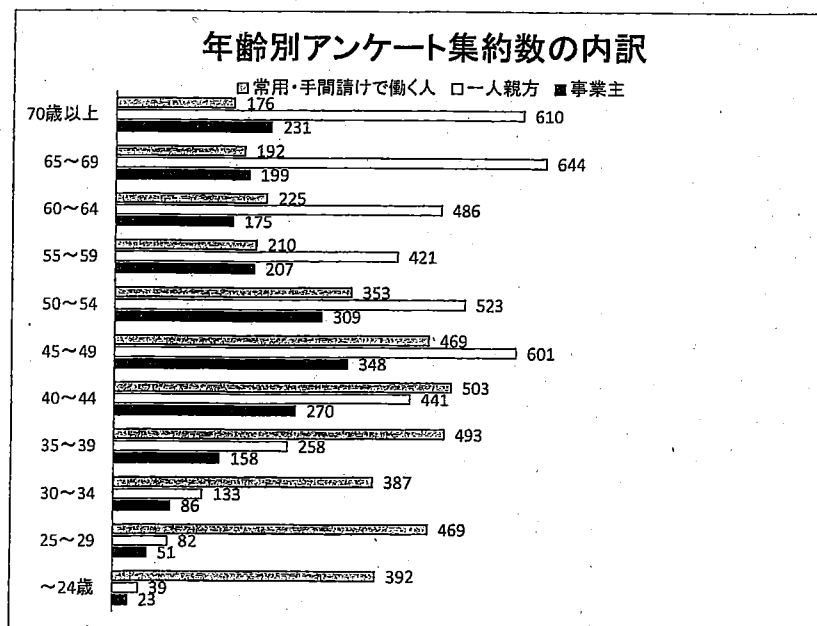
◎

◎見積書の中に法定福利費を請求している事業主は36%となり、一人親方の方は、健康保険料・国民年金保険料等に係る経費を請求している方は27%となっています。しかし、公共工事設計労務単価は9年連続して引き上がっているものの、公共工事に携わった方を対象にした調査では、上がった229人（10%）、変わらない1,946人（86%）、下がった83人（4%）となり、現場まで行き渡っていない状況が続いています。

◆令和3年度 賃金アンケート集約数の内訳

（単位／人）

集約数合計	大工職集約数				各職集約数				職種未記入者数			
	事業主	一人親方	常用・手間 請で働く人	計	事業主	一人親方	常用・手間 請で働く人	計	事業主	一人親方	常用・手間 請で働く人	計
10,237	263	1,151	299	1,713	1,670	2,840	3,310	7,820	145	272	287	704



平成 26～令和3年度 賃金アンケート

公共工事 賃金調査 (建設山口)

◆公共工事設計労務単価が引き上がって現場へ反映されているか◆

1. 公共工事(下請を含む)をしましたか？

		回収枚数	はい	割合
① 事業主	H26	1,727	539	31.2%
	H27	1,748	565	32.3%
	H28	1,846	546	29.6%
	H29	1,898	577	30.4%
	H30	1,961	568	29.0%
	R元	1,922	555	28.9%
	R 2	1,999	592	29.6%
	R 3	2,078	620	29.8%
② 一人親方	H26	4,045	714	17.7%
	H27	4,099	777	19.0%
	H28	4,215	820	19.5%
	H29	4,315	821	19.0%
	H30	4,251	775	18.2%
	R元	4,308	795	18.5%
	R 2	4,295	813	18.9%
	R 3	4,263	750	17.6%
③ 常用・手間請で働く人	H26	3,176	907	28.6%
	H27	3,218	915	28.4%
	H28	3,358	975	29.0%
	H29	3,494	1,026	29.4%
	H30	3,610	1,051	29.1%
	R元	3,649	1,082	29.7%
	R 2	3,799	1,003	26.4%
	R 3	3,896	1,073	27.5%
計	H26	8,948	2,160	24.1%
	H27	9,065	2,257	24.9%
	H28	9,419	2,341	24.9%
	H29	9,707	2,424	25.0%
	H30	9,822	2,394	24.4%
	R元	9,879	2,432	24.6%
	R 2	10,093	2,408	23.9%
	R3	10,237	2,443	23.9%

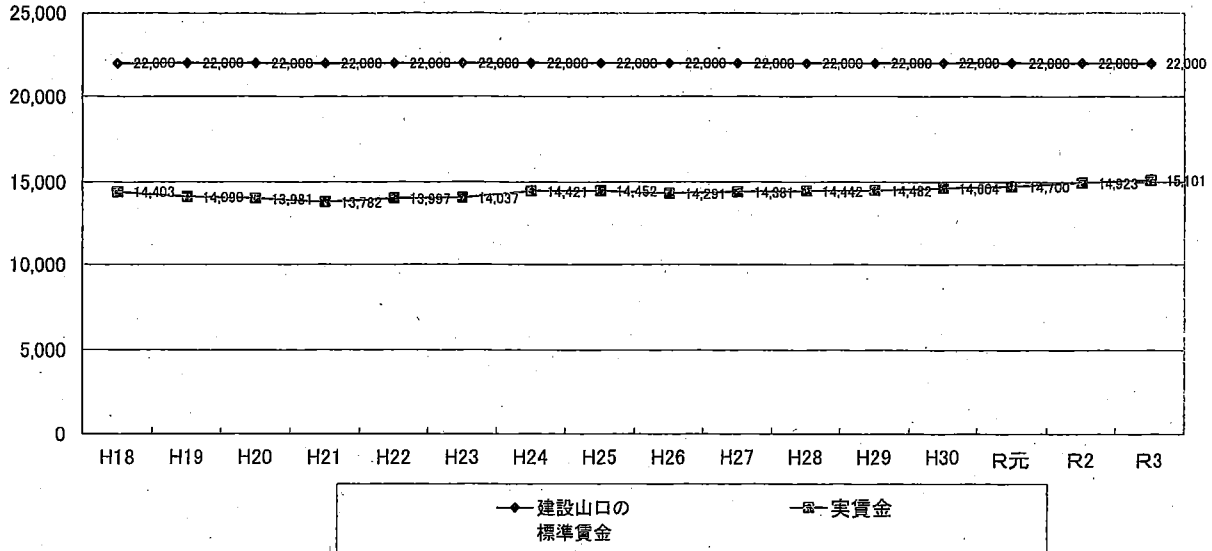
組合員2,400人以上が
公共工事に携わっている
(1日も含む)

◆「建設山口の標準（目標）賃金」と「実賃金」の推移と比較

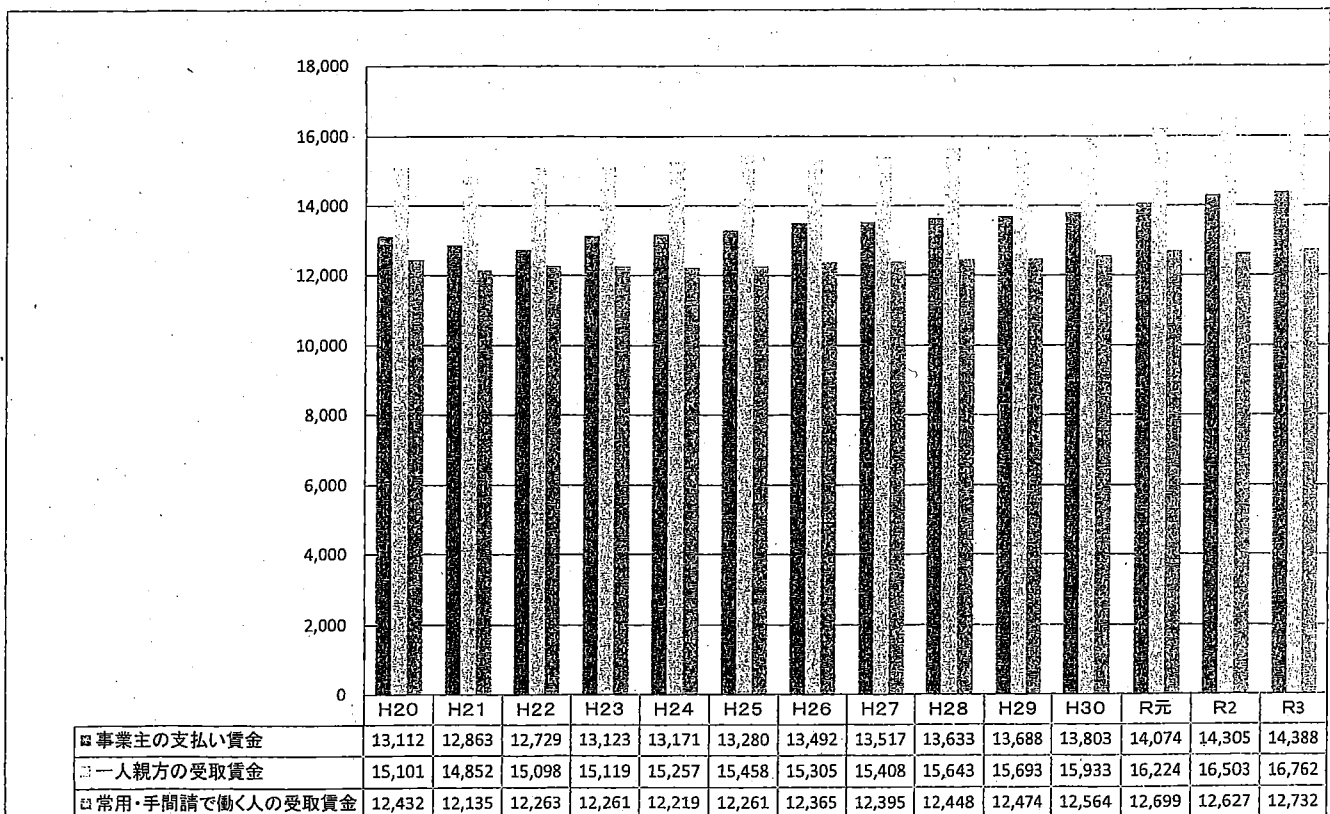
単位/円

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	
建設山口の標準賃金	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000
実賃金	14,439	14,061	14,449	14,403	14,090	13,981	13,782	13,997	14,037	14,421	14,452	14,291	14,381	14,442	14,482	14,604	14,700	14,923	15,101	

※実賃金はアンケート調査の一人親方と常用・手間請の人の受取賃金の平均(全職種)



◆賃金実態（全職種平均）



2. 公共工事をした方は1日の単価は上がりましたか？

		上がった	下がった	変わらず	備考
① 事業主	H26	29 (6%)	59(12%)	400(82%)	
	H27	75 (14%)	32(6%)	445(80%)	
	H28	68 (14%)	27(5%)	398(81%)	
	H29	52 (10%)	25(5%)	454(85%)	
	H30	58 (11%)	30(6%)	419(83%)	
	R元	60 (12%)	18(4%)	427(84%)	
	R2	57(11%)	25(5%)	446(84%)	
	R3	47 (9%)	18(3%)	476(88%)	

		上がった	下がった	変わらず	備考
② 一人親方	H26	22 (3%)	93(14%)	562(83%)	
	H27	38 (5%)	70(9%)	656(86%)	
	H28	51 (6%)	54(7%)	699(87%)	
	H29	34 (4%)	29(4%)	751(92%)	
	H30	36 (5%)	26(3%)	695(92%)	
	R元	37 (5%)	23(3%)	696(92%)	
	R2	45 (6%)	39(5%)	687(89%)	
	R3	37 (5%)	47(7%)	620(88%)	

		上がった	下がった	変わらず	備考
③ 常用・手間請で働く人	H26	32 (4%)	33(4%)	783(92%)	
	H27	66 (8%)	17(2%)	785(90%)	
	H28	83 (9%)	31(3%)	819(88%)	
	H29	77 (8%)	22(2%)	880(90%)	
	H30	105 (10%)	18(2%)	881(88%)	
	R元	119 (10%)	7(1%)	909(88%)	
	R2	96 (10%)	17(2%)	838(88%)	
	R3	145 (14%)	18(2%)	850(84%)	

公共工事設計労務単価が9年連続して引き上がっているものの、1,946人(86%)が変わっていないと回答

		上がった	下がった	変わらず	備考
計 (①+②+③)	H26	83 (4%)	185(9%)	1,745(87%)	
	H27	179 (8%)	119(5%)	1,886(87%)	
	H28	202 (9%)	112(5%)	1,916(86%)	
	H29	186 (8%)	76(3%)	2,085(89%)	
	H30	199 (9%)	74(3%)	1,995(88%)	
	R元	216 (9%)	48(2%)	2,032(89%)	
	R2	198 (9%)	81(3%)	1,971 (88%)	
	R3	229 (10%)	83(4%)	1,946 (86%)	

R04 年度 就労履歴登録の流れ（概要）

◎事業者登録・技能者登録 → 建設キャリアアップシステム（WEB上）に申請
または、認定登録機関窓口へ申請書類を提出

◆就労履歴の登録手順

	誰が	何をするか	どこに	備考
①	元請 一人親方 (事業主)	・現場登録 ・施工体制登録 ・作業員名簿 の登録	建設キャリアアップ システム (WEB上)	
②	元請 一人親方 (事業主)	カードリーダー 建レコ (アプリ) の設置	現場	※現在、現場ごとに電話 番号を付け、電話発信に よる就労履歴登録する システムも利用可。
③	技能者	カードをタッチ	現場に設置された カードリーダー	

※技能者がカードを忘れた場合は、後日、所属事業者によって就労履歴を直接入力。

◆料 金

種 別	料 金
事業者登録料 (5年ごと)	資本金ごとに 6,000～24,000円 ※一人親方は 0円
技能者登録料	簡略型 2,500円 詳細型 4,900円 ※2021年4月より
管理者ID (1年ごと)	11,400円 ※一人親方は 2,400円
現場利用料	10円



技能者 (現住所)

No	都道府県	技能者登録
合計		972,462
1	北海道	49,975
2	青森県	14,890
3	岩手県	12,683
4	宮城県	31,159
5	秋田県	6,645
6	山形県	7,957
7	福島県	24,401
8	茨城県	19,367
9	栃木県	12,394
10	群馬県	11,768
11	埼玉県	66,573
12	千葉県	57,478
13	東京都	100,184
14	神奈川県	72,524
15	新潟県	16,723
16	富山県	7,375
17	石川県	10,021
18	福井県	7,106
19	山梨県	5,598
20	長野県	12,628
21	岐阜県	15,975
22	静岡県	22,441
23	愛知県	61,099
24	三重県	12,770
25	滋賀県	5,796
26	京都府	13,630
27	大阪府	70,289
28	兵庫県	29,491
29	奈良県	5,671
30	和歌山県	3,767
31	鳥取県	3,574
32	島根県	6,148
33	岡山県	13,387
34	広島県	24,854
35	山口県	10,086
36	徳島県	5,527
37	香川県	9,068
38	愛媛県	9,529
39	高知県	4,866
40	福岡県	37,030
41	佐賀県	5,737
42	長崎県	7,367
43	熊本県	10,535
44	大分県	5,953
45	宮崎県	7,392
46	鹿児島県	11,901
47	沖縄県	11,130

事業者 (所在地)

No	都道府県	事業者登録数	一人親方除く
合計		187,895	129,099
1	北海道	7,560	5,809
2	青森県	1,515	1,253
3	岩手県	1,411	1,044
4	宮城県	4,228	3,279
5	秋田県	880	720
6	山形県	1,086	825
7	福島県	2,737	2,330
8	茨城県	3,603	2,668
9	栃木県	2,584	1,828
10	群馬県	2,482	1,803
11	埼玉県	13,003	8,113
12	千葉県	9,688	6,567
13	東京都	22,990	15,274
14	神奈川県	14,866	9,652
15	新潟県	2,075	1,742
16	富山県	1,350	1,040
17	石川県	2,115	1,319
18	福井県	1,254	957
19	山梨県	1,055	795
20	長野県	2,326	1,739
21	岐阜県	3,363	2,283
22	静岡県	5,007	3,434
23	愛知県	14,088	8,754
24	三重県	2,949	1,966
25	滋賀県	1,222	837
26	京都府	3,364	2,169
27	大阪府	16,111	10,237
28	兵庫県	6,497	4,301
29	奈良県	1,021	712
30	和歌山県	724	548
31	鳥取県	553	442
32	島根県	776	626
33	岡山県	2,858	2,071
34	広島県	5,748	3,737
35	山口県	2,183	1,562
36	徳島県	1,018	711
37	香川県	1,639	1,143
38	愛媛県	1,758	1,279
39	高知県	753	507
40	福岡県	7,692	5,345
41	佐賀県	888	650
42	長崎県	1,412	1,047
43	熊本県	1,716	1,354
44	大分県	967	800
45	宮崎県	1,186	1,026
46	鹿児島県	1,876	1,438
47	沖縄県	1,718	1,363

令和4年10月12日

山陽小野田市議会議長 高松 秀樹 様

要請者 山口市維新公園二丁目 1-10

山口県建設労働組合 (建設山口)

執行委員長 吉村 修

小野田支部長 竹本 登

住宅リフォーム助成制度の継続を求める要請書

地域経済の慢性的低迷に回復の兆しが見えない今日、地域経済の活性化は喫緊の課題といえます。このような状況の下、地域産業全体の活性化に即効性を持ち、地域循環型の経済効果として大きな効力を発揮する「住宅リフォーム助成制度」が全国の自治体で大きく広がりつつあります。

建設産業は雇用創出効果も高く、また、建築・修繕などの工事に伴い家具・備品の購入にもつながるなど、他産業を含めて裾野の広い経済効果が見込める分野です。特に、地元の建設業者を活用することで、その効果は直接的に地域経済につながってきます。

また、住宅リフォームの推進は、地域経済の活性化に大きくつながるだけでなく、既存住宅の耐震性・耐久性の向上につながり、市民の安全・安心な生活を営む上で、住環境の質の向上も図ることにもつながります。更に、省エネ・省CO2対策としての効果も期待できます。

貴市におかれましては、平成21年度から継続して制度を創設頂き、地域住民の住宅の質の向上につながるとともに、地元建設業者を活用することで地域経済にも大きな効力を発揮したものと思われまます。

つきましては、今後も市民の住環境の質の向上と地域経済を活性化させるため、下記の項目について実現されますよう、要請いたします。

記

1. 令和5年度以降も地元の建設業者を活用した「住宅リフォーム助成制度」を継続してください。



山口県内「住宅リフォーム助成制度」年度別状況

(1) 令和3年度 創設自治体・・・8市1町

○宇部市 ○山陽小野田市 ○美祢市 ○山口市
○萩市 ○長門市 ○防府市 ●光市 ○阿武町

(2) 年度別創設状況・・・・・・・・・・下記のとおり

△・・・請願採択 ▲・・・陳情採択 ●・・・別制度

自治体	担当支部	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
下関市	下関											コロナ対策	
	豊浦				○	○	—	—	—	—	—	△	—
宇部市	宇部	○	○	○	○	—	—	—	○	○	—	○	○
山陽小野田市	小野田	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
美祢市	美祢			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山口市	山口												
	吉南		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	阿東												
萩市	萩		○	○	○	—	—	—	—	○	○	○	○
長門市	長門		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
防府市	防府	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
周南市	徳山		H24.2 ○	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—
下松市	下松	△	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—
光市	光		△	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
柳井市	柳井			○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
岩国市	岩国			○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
阿武町	阿武				○	○	○	○	○	○	○	○	○
田布施町	熊毛南	▲											
上関町	柳井												
平生町	熊毛南	▲	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—
周防大島町	柳井		○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
和木町	岩国												
制度創設自治体数		2市	8市 2町	12市 2町	10市 3町	8市 2町	7市 1町	6市 1町	7市 1町	8市 1町	7市 1町	9市 1町	8市 1町

*光市●は、平成24年度からエコライフ補助金制度(複層ガラス・二重サッシ等へ補助)

令和4年度 山口県内の住宅リフォーム助成制度一覧

■創設自治体 8市1町

■令和4年度予算総額(2億9,512万5千円)

(4月本部把握分)

市 町	募集期間 (助成割合等)	予 算 額	担当課連絡先
1 宇部市	5月23日～11月30日 ※予算の範囲内(先着順) ※新型コロナウイルス感染症対応工事が必須工事(税抜5万円以上) 選択工事は健康・省エネ住宅に資するリフォーム工事に限定 (工事費の50%、上限は15万円)	3,000万円	宇部市都市整備部建築指導課 Tel.0836-34-8252
2 長門市	4月1日～予算の範囲内(先着順) ・断熱リフォーム工事(工事費の20%、上限は50万円、市産木材使用で加算あり) ・一般リフォーム工事(工事費の20%、上限は20万円、市産木材使用で加算あり)	(地域商品券) 1,000万円 750万円	長門市建設部建築住宅課 Tel.0837-23-1186
3 山口市	5月16日～予算の範囲内(先着順) (紙商品券の場合:工事費の10%上限は20万円、デジタル商品券の場合:工事費の15%上限は30万円)	(地域商品券) 1億6,862万5千円	山口市ふるさと産業振興課 Tel.083-934-2719
4 防府市	5月9日～予算の範囲内(先着順) ・カーボンニュートラル枠(省エネ設備等導入工事、工事費の10%) ・その他のリフォーム枠(リフォーム工事、工事費の5%) ※限度額は合わせて合計10万円、工事費の合計額が10万円未満の場合は対象外	(地域商品券) 3,000万円 (地域商品券) 2,000万円	防府市商工振興課商工振興係 Tel.0835-25-2147
5 光 市	エコライフ補助金 4月25日～予算範囲内(先着順) ※太陽熱利用システム、LED照明設備、複層ガラス・二重サッシ、今年度から宅配ボックスを追加	600万円	光市環境政策課環境政策係 Tel.0833-72-1465
6 美祢市	6月1日～予算範囲内(先着順) ・一般型リフォーム(30万円以上の工事費の10%、上限は10万円) ・バリアフリー型リフォーム(10万円以上の工事費の20%、上限は10万円)	(地域商品券 及び農産品等) 500万円	美祢市建設経済部商工労働課 Tel.0837-52-5224
7 山陽小野田市	4月1日～2月28日 ※予算の範囲内(先着順) (工事費の10%、上限は7万円)	1,000万円	山陽小野田市建築住宅課 Tel.0836-82-1166
8 萩市	4月1日～3月15日まで※予算の範囲内 (工事費の10%上限は10万円、子育て世帯・三世帯同居近居はそれぞれ10%加算で加算上限額20万円、空き家リフォームは10%加算で加算上限30万円ただし内装等の仕上に地域産産材を10平方メートル以上使用すること) (萩地域産木材を10㎡以上使用する場合は、その部分の費用に対して加算上限10万円) ※加算後の上限補助率は30%、上限50万円	700万円	萩市建築指導・審査係 Tel.0838-25-3693
9 阿武町	4月1日～12月20日※予算の範囲内(先着順) (工事費の10%上限は10万円)	100万円	阿武町土木建築課 Tel.08388-2-3112

※光市のエコライフ補助金制度もリフォーム助成制度として掲載。

※・山口市・防府市は前年度助成金利用者でも利用可。

・山陽小野田市は、1年の間を空ければ再び利用可。

・萩市は、3年の間を空ければ再び利用可。

・光市は同じ製品でなければ前年度助成金利用者でも利用可。

・長門市は申請後、5年度経過後は再び申請可能。

(過去の申請が、一般リフォームの申請のみの場合は申請可)

・宇部市、美祢市、阿武町は年度に関係なく1軒の住宅につき1年度限りの利用。

(宇部市は新型コロナウイルス感染症対応工事のみは対象となる)

～参 考 ～

平成27年度・・・県下全体予算総額 3億500万円
平成28年度・・・県下全体予算総額 1億8,300万円
平成29年度・・・県下全体予算総額 2億7,800万円
平成30年度・・・県下全体予算総額 2億7,300万円
令和元年度・・・県下全体予算総額 2億4,150万円
令和2年度・・・県下全体予算総額 2億4,200万円

令和4年10月20日

市区町村議会議長 殿

一般社団法人 日本教材備品協会
会長 大久保 昇

学校教材(備品)の計画的な整備推進についてのお願い

学校教材(備品)は、学習効果を高め、児童生徒の基礎的・基本的な学習理解の増進を図る上で必要不可欠であります。また学習指導要領の学習目的を実現し、児童生徒の確かな学力の育成を図るためには、学校教材(備品)の安定的かつ計画的な整備を図ることが極めて重要であります。

学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の視点から学習過程の改善を目指すことが大きなテーマとなっており、これを実現するため、今後の授業展開は、観察や実験、体験や疑似体験等を通じて、児童生徒が自ら考えることがこれまで以上に大切になると存じます。そのためには、紙や黒板及びデジタル教材だけでなく、「主体的・対話的で深い学び」を触発・支援する学校教材(備品)の役割がますます大きくなり、授業で積極的に活用されるよう期待されております。

文部科学省では、義務教育諸学校に備える教材の例示品目と整備数量の目安をとりまとめた参考資料である「教材整備指針」を、平成20年改訂の学習指導要領を踏まえ平成23年に策定し、平成29年改訂の学習指導要領を踏まえ令和元年に改訂し、各学校・各教育委員会が学校教材(備品)の整備の現状を把握し、教育方針に応じた整備の計画を立て易くいたしました。また、これらの学校教材(備品)の整備が安定的かつ計画的に実施されるよう、総務省の協力の下、令和2年度からの10か年を計画期間とする「義務教育諸学校における教材整備計画」を策定し、単年度で約800億円の地方財政措置が講じられております。しかしながら、各々の自治体における学校教材(備品)の整備については、財源が地方交付金のため、整備予算に大きなばらつきや差が生じることを懸念しております。

貴自治体におかれましては、管内の義務教育諸学校における学校教材(備品)の整備の現状を調査・把握いただき、教材整備計画の策定を進めていただきたくお願い申し上げます。その上に、総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整いただき、学校教材(備品)の安定的かつ計画的な整備をより一層推進していただくことをお願い申し上げます。

尚、お送りしました当該リーフレットは、「子どもたちの未来のために計画的な教材整備が必要です。」の表紙のタイトルにありますように、計画的な学校教材(備品)の整備の実施をお願いする内容となっております。子どもたちの学力向上のため、学校教材(備品)の整備の参考としていただければ幸いです。また、ご質問等ございましたら当協会までご連絡賜りたく存じます。



【本件のお問い合わせ先】

一般社団法人日本教材備品協会 事務局長 山岸大造
〒100-0001 東京都港区虎ノ門3-10-11 虎ノ門PFビル
Tel.03-5472-7659 e-mail: jema@chive.ocn.ne.jp

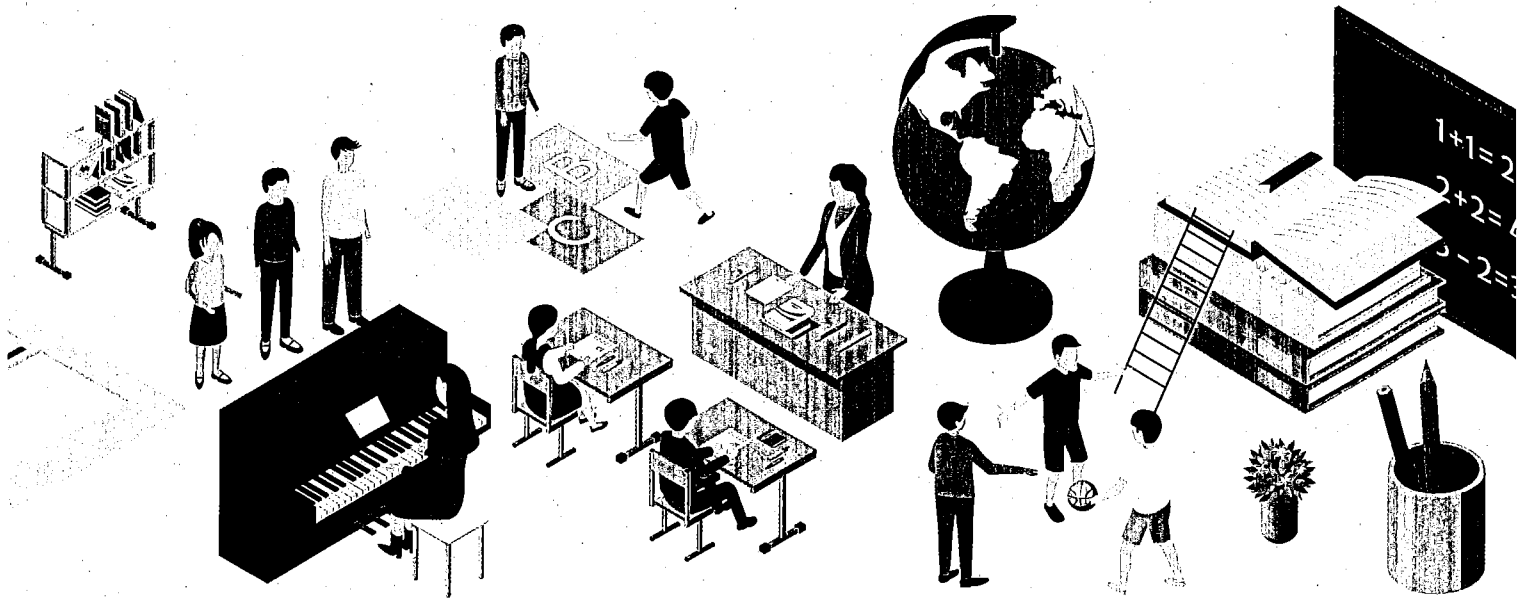
子どもたちの 未来のために

計画的な**教材整備**が必要です。

文部科学省策定の**教材整備指針**を参考に、

教材整備計画を活用して、

適切な教材の整備充実を図りましょう！



義務教育諸学校における

教材整備計画

令和2年度～11年度

JEMA

Japan Educational Materials Association.

一般社団法人 日本教材備品協会 ジェマ

子どもたちの確かな学力の育成を図るための

教材整備計画

が策定されています。

令和2年度から11年度まで、「学校教材整備」のために、
単年度約800億円、10か年で約8,000億円(見込み)の
※地方交付税措置が講じられております。

「主体的・対話的で深い学び」により、
児童・生徒たちが自ら考え、
自ら発信する力をより伸ばす教育を進めるために、
支援・触発する学校教材を
しっかりと整備していきましょう。



義務教育諸学校における教材整備計画

概要

文部科学省では学習指導要領改訂や学校における働き方改革の進展等を踏まえ、各教育委員会、各学校の教材整備の参考資料となる「教材整備指針」を令和元年8月に改訂。これを踏まえ、令和2年度からの計画的な教育環境整備に関する財政措置の見通しとなる「義務教育諸学校における教材整備計画」を策定。

1. 趣旨

学習指導要領に対応し、子どもたちの確かな学力の育成を図るため、学校教材の安定的かつ計画的な整備を促進する。

2. 計画の内容

教材整備指針(令和元年8月改訂)の例示教材等の整備に必要な経費を積算。

3. 積算内容

- (1) 学習指導要領関連(学習指導要領に対応する教材)
- (2) 技術革新等関連(昨今の技術革新等を踏まえた教材)
- (3) 学校における働き方改革関連(学校における教育環境改善に資する教材)

4. 年次計画額

単年度措置額(普通交付税) 約800億円
(10か年総額 約8,000億円見込み)

小学校	約500億円
中学校	約260億円
特別支援学校	約40億円

子どもたちのために、
教材整備に積極的に
使いましょう!

※地方交付税措置

地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるよう財源保障をするもの。
なお、この地方公共団体が学校教材の整備のために必要な標準的な経費については、普通交付税の基準財政需要額に算入している。

学校教材の計画的な整備のため、

文部科学省策定の **教材整備指針** を

積極的に活用しましょう！

教材整備指針は義務教育諸学校に備える教材の例示品目、整備数量の目安を参考資料としてとりまとめたものです。目安の数量(必要数)と現有数とを把握し、計画的に整備していきましょう！

これらの整備に必要な経費は新たな教材整備計画により地方交付税措置が講じられております。

整理番号	品目
1000000000	算数
1000000001	国語
1000000002	英語
1000000003	社会
1000000004	理科
1000000005	総合的な学習の時間
1000000006	道徳
1000000007	体育
1000000008	音楽
1000000009	美術
1000000010	外国語
1000000011	特別支援教育

小学校教材整備指針

教材整備指針の特色

① 教材整備数量の目安を例示

各市区町村、学校が具体的な整備数量を定める際の参考として、学校、学年、学級、グループあたりの整備の目安を教材毎に例示



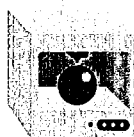
② 学習指導要領に対応

学習指導要領に対応する全ての教科の教材を例示



③ 技術革新等を踏まえる

視線/音声入力装置(特別支援学校)、3Dプリンター(中学校)等、昨今の技術革新等を踏まえた教材を例示



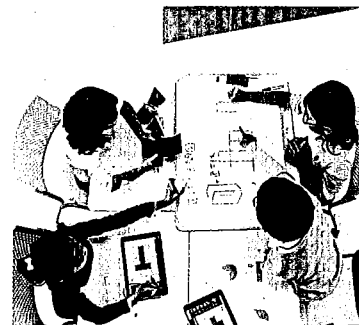
④ 学校における働き方改革に対応

拡大プリンター、複合機等学校における教育環境改善に資する教材を例示



教材整備指針の活用例

- ▶ 新たに必要となる教材、更新が必要な教材のピックアップに！
- ▶ 備える整備数の参考に！
- ▶ 整備計画策定の参考に！
- ▶ 教育委員会等への要望資料として！



▼詳しくはこちら▼ ご不明点や活用のご相談などございましたらお問い合わせください。

JEMA

検索

www.jema.or.jp/mext/mext-info



学校教材の整備

検索

www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyozai/index.htm



教材整備指針 に基づいた 教材整備 を!

教材整備指針は
このような内容に
なっています。

例：小学校教材整備指針を基に

④学校における働き方改革に対応

②学習指導要領に対応

教科等	機能別分類	整理番号	例示品名	目安番号	新規	必要数	現行数	整備数※
学校全体で共用 可能な教材	発表・表示用教材	1	発表板	⑦	△			
	発表・表示用教材	2	パネルシアター	③	△			
	道具・実習用具教材	23	プログラミング教育用ソフトウェア・ハードウェア	⑧	○			
	情報記録用教材	32	プリンター・拡大プリンター	①	△			
国語	発表・表示用教材	35	黒板(作文指導用、短冊、漢字指導用、硬筆指導用など)	③	△			
	道具・実習用具教材	40	漢字練習用教材(漢字・筆順カードなど)	②				
社会	発表・表示用教材	46	地球儀(大・小・白地図など)	⑤	△			
算数	発表・表示用教材	49	教材作成・提示説明ソフト	①	○			
	道具・実習用具教材(数と計算)	59	計算ブロック	⑦	○			
理科	発表・表示用教材	65	標本(堆積岩、化石、火山噴出物、火成岩、映像教材など)	⑧	△			
	実験観察・体験用教材	89	音の学習用具(おんさなど)	⑤	○			
生活	実験観察・体験用教材	121	木の実穴あけ器	④	○			
音楽	発表・表示用教材	127	鑑賞資料(DVD、CDと関連画像資料など)	②	○			
	道具・実習用具教材	133	録音機器(デジタルレコーダーなど)	④	○			
図画工作	発表・表示用教材	144	色立体模型	①				
	道具・実習用具教材	175	整理用教材(整理戸棚、材料収納棚・箱、作品乾燥棚、掃除機(集塵機)など)	⑥	△			
家庭	発表・表示用教材(往生活関連教材)	176	黒板(栄養黒板、献立黒板など)	⑧				
体育	実験観察・体験用教材	209	簡易騒音計	⑤	○			
	道具・実習用具教材(陸上運動)	235	投の運動用具一式	①	○			
外国語活動・ 外国語	道具・実習用具教材(ボール運動)	245	ハンドボール用具一式	①	○			
	発表・表示用教材	263	音声CD(チャンツ、歌、ナーサリーライム等)	⑧	○			
総合的な学習の時間	道具・実習用具教材	265	カード教材(ピクチャーカード、フラッシュカードなど)	⑤				
特別活動	実験観察・体験用教材(福祉・健康)	292	高齢者疑似体験セット、加齢体験セット	④	△			
	発表・表示用教材	299	紙芝居用舞台	①	○			

○は令和元年改訂で
新規に例示した教材

△は令和元年改訂で
例示内容を
一部見直した教材

【特別支援教育に必要な教材】

③技術革新等を踏まえる

①教材整備数量の目安を例示

教科等	機能別分類	整理番号	例示品名	目安番号	新規	必要数	現行数	整備数※
特別支援教育に 必要な教材	知的障害	310	運動学習用教材(トランポリン、ボールプール、平均台、バランス遊具、投てき板、大型三輪車、マットなど)	③	△			
		311	ソーシャルスキル指導用教材	③	△			
	肢体不自由	316	入力支援機器(手入力、音声入力、視線入力など)	⑦	△			
		320	軽量持ち運びスロープ	③	○			
	病弱及び身体虚弱	323	表示機器(VRゴーグルなど)	③	○			
		333	字幕提示システム(音声認識システム、字幕提示用機器など)	③	○			
	自閉症	346	デジタルカメラ	⑦	○			
	学習障害(LD)	351	カラーフィルター(情報の量や強さを調整するシートなど)	⑦				
	注意欠陥多動性障害(ADHD)	355	衝立	③				

※必要数-現行数=整備数

【小学校・中学校】

単位	番号	目安
I. 学校	①	1校あたり1程度
II. 学年	②	1学年あたり1程度
III. 学級	③	1学級あたり1程度
IV. グループ (1学級分)	④	8人あたり1程度
	⑤	4人あたり1程度
	⑥	2人あたり1程度
	⑦	1人あたり1程度
V. その他	⑧	とりあげる指導内容等によって整備数が異なるもの

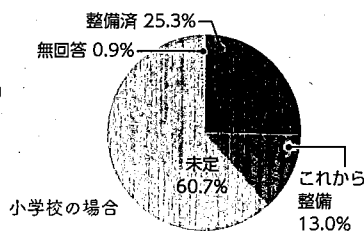
【特別支援学校】

単位	番号	目安
I. 学校	①	1校あたり1程度
II. 学年	②	1学年あたり1程度
III. 学級	③	1学級あたり1程度
IV. グループ (1学級分)	④	3人あたり1程度
	⑤	2人あたり1程度
	⑥	1人あたり1程度
V. その他	⑦	とりあげる指導内容等によって整備数が異なるもの

教材整備指針(令和元年度改訂)での例示品の整備状況 (令和3年度 JEMA調査より)

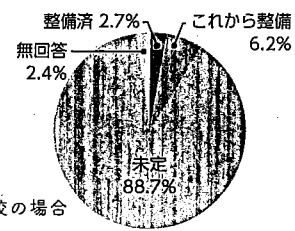
地球儀

社会の発表・
表示用教材の例示品



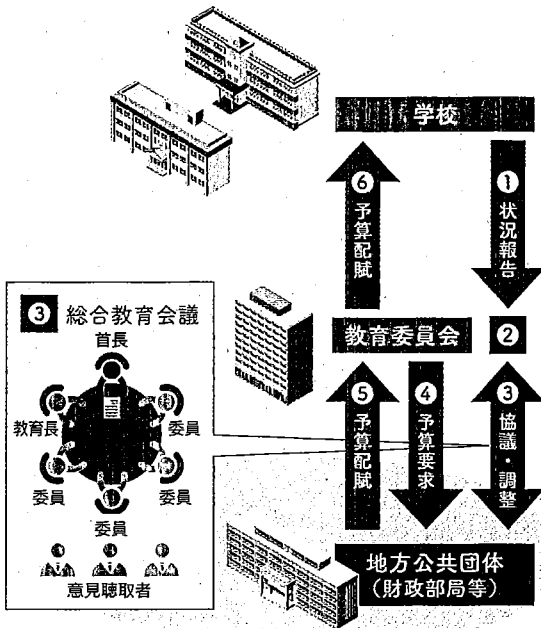
軽量持ち運びスロープ

特別支援教育(肢体不自由)
に必要な教材の例示品



学校教材の整備の進め方について

教材整備計画における学校教材の整備に必要な経費は、地方交付税等による財政措置の対象とされており、学校教材の整備について、それぞれの地域で議論し、予算措置することが重要です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、各地方自治体に設置される総合教育会議において、計画的な教材整備について首長と教育委員会が協議・調整することも有効であると考えられます。

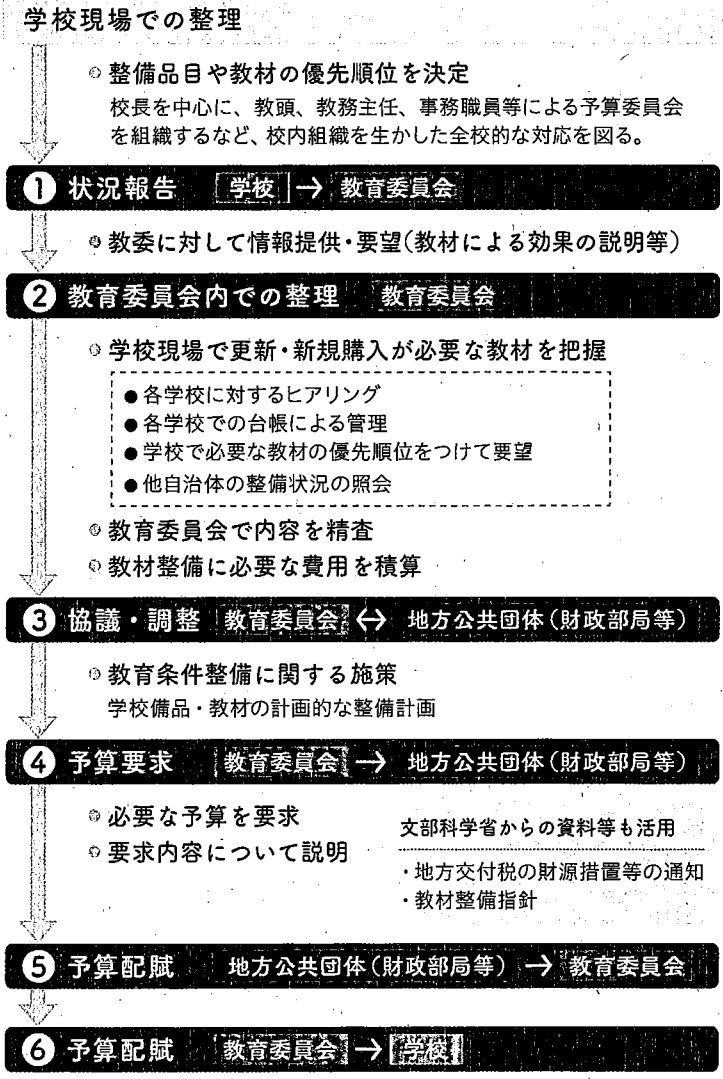


POINT 首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能になります。

財政措置額 (全国ベース)
令和4年度措置額約800億円

《積算基礎》

小学校	(18学級規模).....	2,761千円
中学校	(15学級規模).....	2,836千円
特別支援学校	(350学級規模).....	84,804千円



教材整備関係の地方交付税措置額の試算例(令和4年度ベース)

	地方交付税の算定に用いる標準施設の状況			地方交付税措置額(試算例)	
	一般財源 (教材整備関係) A	施設規模 B	1学級当たり 一般財源 C (A/B)	施設規模 D	試算額 E (C×D)
小学校	2,761千円	18学級	153千円	150学級 ____学級	22,950千円 ____千円
中学校	2,836千円	15学級	189千円	80学級 ____学級	15,120千円 ____千円
特別支援学校	84,804千円	350学級	242.3千円	50学級 ____学級	12,115千円 ____千円

備考1: 地方交付税措置額の試算に用いる学級数(D)は、義務標準法に規定する学級編制の標準により算定した学級数です。
備考2: 寒冷補正(暖房費や除雪費等を反映するもの)等の補正係数は、考慮していません。

ここに学級数を代入して、あなたの自治体や学校の措置額を試算しましょう!

子どもたちの確かな学力の育成を図るために、 学校教材の安定的で計画的な整備の実施、推進をお願いします。

学習指導要領を踏まえた安定的かつ計画的な教材整備の実現に向けて 文部科学省初等中等教育局長 伯井 美徳

適切な教材の整備充実、児童生徒の関心・意欲や知識理解の質をさらに高め、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による学習指導要領の趣旨の実現を図る上で極めて重要であり、加えて教師の授業準備や教材研究の負担軽減効果も期待でき、各学校における働き方改革の推進にも資するものと考えられます。

このため、文部科学省では、教育条件整備策の一つとして、令和元年8月に策定した「教材整備指針」に例示される学校教材等の整備が、安定的かつ計画的に実施できるよう、「義務教育諸学校における教材整備計画」（令和2～11年度の10か年）を策定しており、令和4年度で三年度目となりました。

新型コロナウイルス感染症の影響や、GIGAスクール構想の進展を中心として、学校の教育環境に大きな変化が訪れておりますが、教材整備の重要性は変わりません。各地方公共団体、教育委員会、学校におかれましては、同指針も参考としていただきながら必要な教材を整理した上で、総合教育会議における首長と教育委員会の協議・調整の場を活用するなどして、学校教材の整備をより一層推進していただければ幸いです。

地域の実情に応じた教材整備の推進を

総務省自治財政局調整課 課長補佐 三好 健太郎

学習指導要領に対応して策定された「義務教育諸学校における教材整備計画」を踏まえ、学校教材の安定的かつ計画的な整備を促進するため、その整備に必要な経費については、地方交付税措置を講ずることとしております。

地方交付税に用途の定めはなく、それぞれの地域において、教材整備の必要性やその整備水準等について議論を深めていただくことが重要です。地域の実情に応じた教材整備が推進され、各学校現場での創意工夫に基づき、子どもたちの健やかな学びが図られることを期待しております。

すべての子どもたちが一定の水準の教育を受けられるよう

全国連合小学校長会 会長 大字 弘一郎

令和4年度は学習指導要領全面実施3年目となり、全国の小学校では、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善がより一層進められています。また、1人1台端末と高速大容量通信環境における、ICTを活用した教育活動が本格化しています。しかしながら、各自治体の財政状況や考え方等によって、その整備や推進状況に格差が生じています。

全国連合小学校長会は、公立小学校の教育環境は全国どこでも同じように整備されていなければならないと考えています。すべての子どもたちが一定の水準の教育を受けられるよう、「教材整備指針」を踏まえた教材整備が進みますようお願いいたします。

「学びの充実」と「学校における働き方改革」の両面からの教材整備を！

全日本中学校長会 会長 平井 邦明

新学習指導要領の全面実施2年目を迎え、全国の公立中学校では「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」を更に進めているところです。学校で使われる教材は、生徒の興味・関心を高めたり、理解を助けたりする上で極めて重要であり、その充実是不可欠です。また、「学校における働き方改革」が求められる中、教材準備等の負担軽減にも繋がります。全日本中学校長会としても、「全国どの地域でも一定水準の教育を受けることができること」「働き方改革を推進すること」の両面から、全国の全ての公立中学校が「教材整備指針」を基に整備計画を策定し、計画的かつ確実に教材整備を進めていただくことをお願いしたいと思います。

学校教材の有効活用を

全国市町村教育委員会連合会 会長 田邊 俊治

児童生徒の確かな学力の育成を図るため、教師の適切な指導とそれをより効果的にする学校教材が必要です。新たな学習指導要領が全面実施となり、また児童生徒の「1人1台端末」での授業が進められる中、デジタル教材はもちろんのこと、より五感を働かせるアナログ教材など学校教材の必要性は更に増えています。全国の市区町村教育委員会は、子供たちの学習活動がより充実されるよう、それぞれの学校に教材整備の具体的な計画を策定し、実行することが望まれるところです。

計画的で着実な学校教材の整備を


一般社団法人日本教材備品協会（JEMA） 会長 大久保 昇

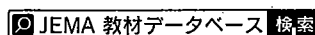
学習指導要領が目指す児童生徒一人一人の「主体的・対話的で深い学び」を実現し、子どもたちが自ら考え、自ら発信する力を身につけるために、学校の様々な教材教具はそれを触発する道具として情報端末の整備と同じく重要な存在です。文部科学省では子どもたちの確かな学力の育成を図り、学校教材の安定的かつ計画的な整備を促進するために、令和2年度から10年間の「義務教育諸学校における教材整備計画」が策定され、単年度で約800億円の財政措置が講じられております。すべての自治体に設置されている「総合教育会議」において、文部科学省策定の教材整備指針（令和元年改訂）に則り、計画的に、そして着実に各々の自治体で学校教材の整備が促進されることをお願いします。

教材整備の参考に・・・

JEMAは、教材整備に関する様々な情報・データを提供しています。

 教材データベース <http://kyouzai.jema.or.jp/>

 日本初 教材検索WEBサイト。
学校が求める、あらゆる教材情報にお応えします。

 JEMA 教材データベース 検索

JEMAは、安全な教材の整備を推進しています。

◎子どもたちを健康被害から守ろう!!
JEMA教材教具安全基準適合認定事業。



JEMA 安全基準適合品認定マーク
認定番号 第5021810号

令和4年11月1日

山陽小野田市議会議長 高松 秀樹 殿

公益社団法人厚狭法人会
会長 畑 善高

令和5年度税制改正に関する提言について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

私ども法人会は、「税のオピニオンリーダー」として、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。

本会では、毎年税制改正に関し、政府・政党・関係省庁等に対して建設的な意見を提言しその実現を訴えており、本年も別添のとおり「令和5年度税制改正に関する提言」を取りまとめました。

つきましては、提言の趣旨を充分にお汲み取りいただき、その実現に格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。



令和5年度税制改正に関する提言

公益財団法人 全国法人会総連合

令和5年度税制改正スローガン

- ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、
税財政改革の実現を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、
持続可能な社会保障制度の確立を！
- 厳しい経営環境を踏まえ、
中小企業の活性化に資する税制を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。
本格的な事業承継税制の創設を！

〈はじめに〉

我が国経済は“ポストコロナ”に向けた欧米の急激な社会経済活動再開とロシアのウクライナ侵攻によるエネルギーの需給逼迫などを背景とした物価上昇に飲み込まれた。その影響は欧米ほどではないが、輸出を中心に企業業績を支えた円安が輸入原材料価格の上昇を助長する構図に暗転するなど、先行き不確実性が急速に増している。

岸田文雄政権は「成長と分配の好循環」を目指した“新しい資本主義”という看板を掲げ、この難局を乗り越えようとしているが、その実現には説得力不足との指摘もある。とりわけ、アベノミクスで中途半端に終わった農業や医療分野などの岩盤規制に対する改革は、本年の「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針2022）でもほぼ素通りしている。

こうした中で本格化してきたのは「経済安全保障」である。ロシアへの経済制裁だけでなく、覇権主義的な動きを強める中国を念頭に置き、先端技術の流出防止や戦略物資の供給網強靱化策が具体化してきた。日米を軸に発足した「インド太平洋経済枠組み（IPEF）」も実態は経済安保が目的とされており、経済界は相応の対応が必要になる。

岸田政権は5年以内の防衛力抜本強化も打ち出している。これには防衛費の大幅な増額が必要とみられ、財政への影響は必至であろう。我が国財政は先進国の中で突出して悪化しており、国家的課題である基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）の黒字化目標とどう両立させていくのか、注視せねばならない。

眼前にはコロナ対策で積みあがった莫大な国債という名の借金がある。欧米はすでにその返済計画を着々と進めているが、我が国はこの問題を封印してきた。せめて借金は現世代で返済するよう、東日本大震災の復興計画などを参考に具体的な返済計画を早急に策定すべきである。

コロナ禍は最悪期を脱し、我が国も“ウィズコロナ”と呼ばれる共生の段階に入ったとされる。しかし、業種によってはその後遺症で破綻に追い込まれる企業も多い。特に地域経済と雇用を担っている中小企業は経営基盤が弱い。我が国経済の土台が揺らがないよう税財政や金融面から実効性ある対策が求められる。

〈基本的な課題〉

I. 税・財政改革のあり方

我が国財政は先進国の中で突出して悪化していたところに100兆円近くともいわれる莫大なコロナ対策費が加わり、国債発行残高はついに1,000兆円の大台を突破した。地方を合わせると長期債務残高は国内総生産（GDP）の2倍以上に達している。コロナ禍が最悪期を脱しウイルスとの共生段階に入ったとされる今、まずはこのコロナ対策財源の借金返済をどう進めるかが最大の課題である。

すでに米国、イギリス、ドイツなどではコロナ禍の真只中にあった時期から、増税などを含めた大枠の返済計画を示し実行に移し始めた。我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務である。

具体的には、政府保有株式売却や復興を目的とした付加税などで財源を確保した東日本大震災の復興計画などを参考に、一般会計と区分した特別会計とすることが望ましい。コロナ禍はまさに国難であり、国民が連帯し幅広く負担することが求められよう。

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという深刻な構造問題を抱えている。にもかかわらず、歴代政権はこれに真正面から取り組むことを避けてきた。それが現在の極度に悪化した財政と「中福祉・低負担」といういびつな不均衡を生んだのである。コロナ対策財源の返済に早く道筋をつけたうえで、真っ当な税財政改革に着手しないと我が国が目指すべき「中福祉・中負担」と財政の健全化は実現できない。

1. 財政健全化に向けて

我が国経済はコロナウイルスとの共生段階に入り、財政運営は“平時”に戻ることになる。その際、最も重要なのは失われた財政規律の回復である。未曾有の国難に財政が対応することは当然のことだが、使途が不明確な多額の予備費や膨大な使い残しが生じた予算編成の実態を考えれば、これを検証することが極めて重要なのである。

とくに問題なのは、この歳出の大半が数次にわたる補正予算で編成されたことである。本年4月に取りまとめたロシアのウクライナ侵攻などを背景とする物価上昇対応を中心とした緊急経済対策も補正予算によるものだった。

補正予算は当初予算に比べてより機動的に編成できるメリットがあるが、一方では国民の目が届きにくく、国会でも議論が不足がちになる。このため、政府は往々にして当初予算を抑制気味に編成し補正で歳出を膨らますという傾向が強かった。その手法が批判され補正の規模は縮小されてきたが、今般のコロナ禍によ

り異常な規模で復活してしまったのである。

財政健全化の目標も後退した印象がある。「骨太の方針2022」では、昨年復活した国と地方のPB黒字化の目標年限である「2025年度」が再び姿を消したのである。「これまでの財政健全化目標に取り組む」との表現で間接的に年限を担保しているものの、腰が引けた姿とみられても仕方ないだろう。

本年7月に更新された内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」では、高い成長率を前提とした場合でも2025年度には5千億円の赤字が残るとしている。しかし、これは新たな税財政改革を想定していない試算である。政府が本気で改革に取り組めば2025年度の黒字化達成は十分に可能といえる。

ただ、新たに留意すべき財政需要としては防衛費がある。「骨太の方針2022」では「5年以内の防衛力抜本強化」が盛り込まれた。ロシアのウクライナ侵攻と覇権主義的動きを強める中国を念頭に置けば、防衛費の大幅増加は避けられまい。財政健全化とどう両立させるのか、岸田政権の手腕が問われよう。

これまでも財政を左右すると指摘されてきた団塊の世代が、ついに本年度から後期高齢者に入り始めた。本来なら、それまでに少なくともPB黒字化を達成しておかねばならなかった。財政健全化が国家的課題であることを政治家も国民も再確認し不退転の決意で臨む必要がある。

- (1) コロナ禍は最悪期を脱し社会経済活動は平時に戻りつつあるが、その影響がなくなったわけではない。このため、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに日銀は政府による過剰な依存が主因とはいえ、国債保有が異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。いずれ金融政策は正常化させねばならず、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題に直面している。社会保障給付費は高齢者人口がピークを迎える2040年には、2022年度の約131兆円から190兆円に膨張する見込みである。

社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。

団塊の世代は本年度から後期高齢者入りした。この世代がすべて後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」が始まったのである。しかし、政府が前述した改革に本気で取り組んでいるとはいえない。

また、社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

本年が2年に一度の改定年にあつた診療報酬では、期待された「本体」(医師の人件費等)引き下げが逆に引き上げとなり、それを「薬価」引き下げでカバーし、全体としては引き下げるといふ従来手法でお茶を濁した。これでは見せかけの改革といわれても仕方あるまい。

コロナ禍で表面化した急性期医療の脆弱さも診療報酬と無関係ではない。診療報酬は不足する感染症などの専門医を含む病院の勤務医と開業医の医療行為の点数配分が同じであり、激務の分野はどうしても敬遠されがちとされる。都市と地方や診療科によって医師が偏在しているのも報酬の配分の問題があるからといわれる。

さらに、開業地域も診療科にも規制がない我が国独特な自由開業制度がこうした偏在傾向を助長していることに目を向けるべきである。欧米では何らかの規制を行っており、例えばドイツには開業地域や診療科ごとに医師の定員を設ける人的規制がある。診療報酬が税金と保険料を原資としていることを考えれば、行政が厳しく管理するのは当然ともいえる。規制すべきところは規制し、緩和すべきところは緩和する。それが真の改革である。今後も発生するであろうパンデミックに備えるためにも、抜本的な医療制度改革に取り組む必要がある。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。

- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増抑制や都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリックの普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成する必要がある。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因となっており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援するためにも、税と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

国民がコロナ禍に苦しんできたなかで、依然として国民感情を逆なでするような政治や行政の問題が続出している。キャリア官僚による給付金詐欺や国会議員の文書通信交通滞在費問題などである。文通費は一人月額100万円が無条件で支給されてきたもので、世論の批判を受けて日割り制にしたが、使途の透明性が確保されないなど、改革はお手盛りの終わったといわざるを得ない。

昨年のデジタル庁、来年4月の「こども家庭庁」など官庁の創設が目立っているが、これについても行革の視点から注文をつけておきたい。

我が国のデジタル化の推進は官民共に重要な課題である。コロナ禍で表面化した政府と地方間、省庁間、さらに行政と国民の間での意思疎通の欠如や情報共有

の混乱なども、デジタル化の立ち遅れが大きな理由といわれている。こうした問題に対応するには縦割り組織を横ぐしに刺す形のデジタル庁の存在は必要であろうが、この組織を機能させるのは容易ではなく政治の強力なリーダーシップが求められる。「こども家庭庁」も省庁間の縦割りを排し一元的にこどもと家庭の問題を扱うというが、肝心の「幼保一元化」問題には後ろ向きである。また、必要な安定財源の確保策についても明確ではない。

官僚組織は常に肥大化する習性があるといわれる。新官庁が機能せずただ屋上屋を重ねるだけでは大きな政府に道を開くことになる。国民の厳しいチェックが必要である。

そして、行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それはマイナンバーカードの低い普及率などに表れている。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応をできなかった結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

それにはマイナンバーカードの利便性をいかに高め身近な制度にするかが重要である。その最も有効な手段はマイナンバーカードの健康保険証利用といわれる。「骨太の方針2022」では、令和6年度中を目途に保険証利用について選択制を導入し、さらには保険証の原則廃止を目指すこととしている。まずはこれを着実に実行せねばならない。

また、各種行政サービスの手続きをワンストップ化、さらに、e-TaxやeLTAxを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化もカード普及に有効である。制度の運用に当たっては、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護な

ど、制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。今後の最重要課題は社会保障と税、災害対策となっている現在の利用範囲をどこまで広げるかである。先進国の例も参考に広範な国民的議論が必要である。

5. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③デジタル化や働き方の多様化④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化⑤国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II. 経済活性化と中小企業対策

我が国経済に甚大な打撃を与えたコロナ禍は最悪期を脱し、コロナとの共生段階に入ったとされる。すでに米欧は社会経済活動を本格再開したが、その副作用とロシアのウクライナ侵攻の影響により、エネルギーや原材料を中心とした急激な物価上昇に見舞われ、我が国もその流れに飲み込まれた。

アベノミクスで数少ない成功例といわれる「円安・株高」の構図も、日米金利差による急激な円安が輸入物価の上昇を助長するというデメリットに転じた。しかし、米国と違って景気が低迷する我が国は長期金利を0%程度に抑える政策を転換できないジレンマに陥った。

こうした中で岸田政権は「成長と分配の好循環」という「新しい資本主義」を打ち出し、その具体的政策として「人への投資」や「スタートアップ」「デジタルトランスフォーメーション」「グリーントランスフォーメーション」への投資など、社会課題の解決を成長のエンジンに転化する方針を掲げた。その方向性は是とするものの、従来政策に手を加えただけのものも少なくなく説得力に欠ける印象が強い。

アベノミクスで中途半端に終わった農業や医療分野などいわゆる岩盤規制の改革に取り組む姿勢も見られないし、資産所得倍増構想もNISAの活用などでは力不足であろう。積みあがった企業の膨大な内部留保を投資や賃上げ、配当にどう向かわせるかという近年の宿題も残ったままである。

一方、覇権主義的動きを強める中国を念頭に置いた「経済安全保障」を、より前面に打ち出したことは注目に値する。防衛力の抜本強化については財政との関連で触れたが、経済安保は先端技術の流出防止や半導体など戦略物資の供給網強化を目的としている。ロシアのウクライナ侵攻とこれに伴う対ロ経済制裁のような事態が、アジアでも生じかねないという強い懸念があるからであろう。米国主導で我が国も主要参加国となったインド太平洋を対象とする緩やかな経済連携を目的としたIPEFも、実態は対中経済安保である。経済界もこうした国際的

パラダイム変化に対応して行かねばなるまい。

指摘したように、我が国の社会経済活動はようやくコロナとの共生段階に入ったが、欧米のように本格化はしていない。このため、業種によっては依然として苦境から脱出できないでいる企業も多い。政府にはモラルハザードが生じないよう十分に注意しつつ実効性ある対応が求められる。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。また、政府と自治体はコロナ禍への懸念が再燃するケースも想定し、実効性のある対策を準備しておくことも必要である。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業等の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得す

る償却資産に係る固定資産税の特例（先端設備等導入制度）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改める。

②新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相

場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

3. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税込確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言い難い。さらに、新型コロナウイルスは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休廃業に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。
- (2) インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者に混乱が生じないように制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (3) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (4) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

Ⅲ. 地方のあり方

今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さだけでなく、自治体と診療所を含む医療機関の間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現在も尾をひいている。医療制度の抜本改革の必要性については前述したが、現行制度下でも病院間の役割分担や広域的な救急医療など自治体のリーダーシップで解決できる問題は少なくない。要は行政と医療機関のやる気なのである。

コロナ禍はまた、東京一極集中のリスクも浮き彫りにし、テレワークの拡大等により地方への転出が増加する傾向も見られた。しかし、その規模は極めて小さく地方活性化の原動力にはなり得まい。やはり、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。

その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。コロナ対応でもそうだったが、地方よりはるかに財政が悪化している国に多くの財源を依存しているような体質では、いつまでたっても自立・自助の精神は確立できない。

「ふるさと納税制度」については、昨年度の納税が約8,302億円と過去最高を記録したこともあり、地方活性化と財源確保の切り札であるかのような議論がある。しかし、これは過度な返礼品競争が依然として続いている結果といわれており、本来の地方活性化策である新たな地場技術や独自のビジネス手法の開発とは乖離した安易な手法と言わざるを得ない。

そもそも住民税はあくまで居住自治体の会費であり、他の自治体に寄付の形で納税することは地方税の原則にそぐわないとされる。少なくとも納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、抜本的な見直しが必要である。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興等

政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、復興の円滑かつ着実な遂行に期することとしている。そのためには、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離れた、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

V. その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 環境問題に対する税制上の対応

政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする「カーボンニュートラルの実現」を目指し、その中間に位置する2030年に「46%削減（2013年度比）する」との目標を国際公約として打ち出している。

これに対する税制上の措置については様々な議論があり流動的である。また、ロシアのウクライナ侵攻を契機にした世界的なエネルギー需給構造の変化も見られる。欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われるべきである。

3. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもちろんのこと、その用途についても厳しく監視することが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに年度途中の報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

2. 所得税関係

(1) 所得税のあり方

①基幹税としての財源調達機能の回復

所得税は重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などにより空洞化が指摘されている。基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。

②各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

③個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

(2) 少子化対策

少子化対策は、保育所の充実など本来的には国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じることが肝要であり、子育て支援等の税制上の支援措置はその一環として検討すべきである。

3. 相続税・贈与税関係

(1) 現在、政府等において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されている。制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することに留意する必要があるが、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべきである。

また、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。

(2) 制度が見直されるまでの間、贈与税は経済の活性化に資するよう、以下のとおり見直すべきである。

①贈与税の基礎控除を引き上げる。

②相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

令和4年の全国の公示地価は、2年ぶりに上昇に転じた。同年度税制改正では、商業地等の地価が大きく上昇した場合の負担調整措置が講じられた。令和5年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、引き続き、同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感が一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるためのさらなる努力が必要である。

①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。

④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。

(2) 森林環境税

令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分（令和4年度は500億円）されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。

(3) 電子申告

国税電子申告（e-Tax）の利用件数は年々拡大してきているが、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告（eLTAX）とのシステム連携を図る必要がある。

《個別法令・通達関係》

I. 法令関係

1. 法人税関係

[無形減価償却資産]

- (1) 電算機のソフトウェアは無形減価償却資産として5年償却となっているが、技術革新の加速化を考慮し、期間を3年に短縮すること。

[引当金の損金算入]

- (2) 引当金について、次のとおり損金算入を認めること。

①退職給与引当金は、将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、その繰入について損金算入を認めること。

②賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払費用としての性格を有していることから、その繰入について損金算入を認めること。

[電話加入権の損金算入]

- (3) 電話加入権については、自動車電話加入権や携帯電話加入権がすでに非償却資産から減価償却資産に変更されていることもあり、同様の扱いとし、損金算入を認めること。

[耐震補強等に係る工事を実施した場合の優遇措置]

- (4) 建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施した場合、特別償却または税額控除制度を設けること。

[法人税の延納]

- (5) 不況時等における資金繰りに考慮し、昭和59年に財源対策等から廃止された法人税の延納制度を復活すること。

[申告書の提出期限]

- (6) 会社法上の諸手続きを含めた決算事務を2か月以内に完了することが困難であるため、法人税の確定申告書の提出期限を事業年度終了後3か月以内(現行2か月以内)とすること。

2. 所得税関係

[土地・建物等の損益通算]

- (1) 土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算および繰越控除を認めること。

[不動産所得の負債利子の損益通算]

- (2) 土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっているが、この取扱いはバブル期の措置として設けられたものであり、また所得の計算上、本来認められるべきものであることから損益通算を復活すること。

[医療費控除]

- (3) 医療費控除については、最近の医療費の実態に即して、最高限度額を300万円（現行200万円）に引き上げること。

[源泉納付]

- (4) 源泉所得税の1月の納付期限については、年末調整事務や年末年始の休暇等の特殊事情、および週休二日制の普及を考慮し、「納期限の特例」適用者以外の源泉徴収義務者に対しても1月20日（現行1月10日）とすること。

3. 相続税・贈与税関係

[保険金・死亡退職金の非課税限度額]

- (1) 保険金・死亡退職金の非課税限度額については、昭和63年度の改正で法定相続人一人当たり500万円とされたが、相当期間経過しているので、1,000万円に引き上げること。

[相続財産からの控除]

- (2) 相続開始後に発生する相続に伴う費用（遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等）は、相続税の課税財産から控除すること。

[被相続人の保証債務の弁済]

- (3) 相続後の一定期間内に保証債務の履行があり、その求償権の行使が不能の場合、更正の請求ができるようにすること。

[贈与税の配偶者控除]

- (4) 贈与税における居住用不動産の配偶者控除額2,000万円は、昭和63

年以來据え置かれているので、3,000万円に引き上げること。

4. 消費税関係

[消費税の確定申告書の提出期限]

- (1) 消費税の確定申告書の提出期限は、前述の法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後3か月以内（現行2か月以内）とすること。

[消費税の届出書の提出期限]

- (2) 消費税の各種届出書の提出は、消費税の申告・納付上、納税者にとって重要な事項であるが、その提出の失念により納税者が思わぬ不利益を被ることがあり、また、慎重な判断が必要な場合もあることから、前課税期間の消費税の確定申告書の提出期限（現行は課税期間の開始日の前日）まで延長すること。

5. 印紙税関係

[印紙税]

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴い、課税根拠が希薄化している。文書作成の有無による課税は公平性を欠くので廃止すること。

6. 地方税関係

[固定資産税]

- (1) 建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施し、資産価値が上昇した場合の固定資産税や都市計画税は減免すること。

[法人事業税]

- (2) 資本金1,000万円以上で3都道府県以上に事業所を有する法人の法人事業税については、所得区分別の軽減税率が適用されないこととなっているが、この制度を廃止すること。

[申告書等様式]

- (3) 事務の効率化に資するため、地方税の申告書・納付書の規格、様式の統一を図ること。

[欠損金繰戻し還付制度・延納制度]

- (4) 住民税・事業税についても、法人税と同様に欠損金繰戻し還付制度を創設すること。また、地方税にも延納制度を設けること。

Ⅱ. 通 達 関 係

1. 法人税関係

[修繕費]

(1) 資本的支出と修繕費の区分が不明確である場合の形式的区分基準について、修繕費としての認定の範囲を次のとおり改めること。

①修理・改良等に要した金額が100万円（現行60万円）に満たない場合

②修理・改良等に要した金額が取得価額のおおむね20%（現行10%）相当額以下である場合

[借地権]

(2) 相当の地代の認定基準概ね6%程度については、地代の収益状況および金利水準の変化に応じた見直しを行うこと。

2. 相続税関係

[取引相場のない株式の評価]

類似業種比準方式の斟酌率を、中会社および大会社についても50%に引き下げること。

2022年11月25日
18

山陽小野田市議会
議長 高松 秀樹 様

山陽小野田市小野田 3929 C-202

~~樋口 晋也~~
樋口 晋也

陳 情 書

(議会活動の正常化を求める陳情)

中島好人、山田伸幸両市議は山陽小野田市庁舎管理規則第7条に違反し「赤旗」の購読勧誘、配布、集金等を行っており違法状態にあることは誠に遺憾であり議会の責任として対応する義務があると考えています。

チェック機関の一員である議員の地位を利用し、不当に「赤旗」の購読勧誘を行っており職員の職務専念を邪魔するものでもあり到底看過できません。

しかもそこに折り込まれる「明るいまち」には想像だけで事実確認もしていない記事や、個人を誹謗中傷するような三文記事が垂れ流されている状況です。

また庁内の部署によっては職員以外立入禁止区域が設けられておりますが、守られておりません。これも議員特権でしょうか。議員の議案審査権の前では全ての個人情報が出しても良いとの考えは間違っており議会の横暴であると考えます。

更に山田議員は竜王中学校正門前の教育委員会が管理する土地において街宣活動を行なったことがあります。もちろん教育委員会に許可は取られていないとのこと。そもそも「市」保有の土地であろうが誰の土地であろうが所有者の了承を得て使用することは当然であると考えますが、山田議員の行為は問題ないのでしょうか。

上記3つの行為は、山陽小野田市議会議員政治倫理条例第3条1号の「市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、その職務に関して疑惑を持たれる行為をしないこと」に抵触していると考えています。

議会が二元代表制の一翼を担うものとして「対等な」執行部との両輪の関係保持のために、市民100名以上の署名を待つのでは無く、議会自らが主体的に上記3点について調査確認し対応されますよう陳情いたします。

以上



令和4年9月29、30日開催の意見交換会で聴取した意見

モニターからの意見	担当委員会
<ul style="list-style-type: none">・傍聴席へのお茶の持ち込み・若者の興味を引くユーチューブにしておくこと・18歳の若い人を対象とした企画・一般質問の資料を地域交流センターで配布すること・厚陽地域交流センターのテレビの改善・議会のDX化が必要・市長発言を増やす努力が必要・議会もユニバーサルデザインの考え方を持つべき・市議会アドバイザーからの提言に関する検証・部や課を越えた施策の推進を議会として提言・市民の中にもっと入って、現場の実態を知る取組	議会運営委員会 広聴特別委員会 広聴特別委員会 議会運営委員会 広聴特別委員会 デジタル化推進特別委員会 議会運営委員会 広聴特別委員会 議会運営委員会 議会運営委員会 広聴特別委員会

令和4年8月30日付 市議会モニター：樋口晋也

モニターからの意見	担当委員会
<p data-bbox="250 331 539 368">会議の公開について</p> <p data-bbox="154 421 1653 711">本日開催されました議会運営委員会において政治倫理審査会については放送しない旨が決定されました。これまで私の記憶では、山田伸幸議員の民間企業に対する「ブラック企業」発言ともう1件あったと思いますが、急に何故非公開となったのでしょうか。そのように決するにしても、では何故これまで公開してきたのか、またどういう位置付けで公開に至ったのか明確な議論もない中での決定は、とても開かれた議会とは言えないと考えます。正当な議論を持って丁寧な議会運営を行うことが求められており、今一度議会運営委員会において協議されるようお願いいたします。</p>	<p data-bbox="1765 331 1995 368">議会運営委員会</p>

市議会・モニター意見交換会報告書

1 開催日時 令和4年9月29日(木) 14:00~15:30

2 開催場所 市役所3階 第2委員会室

3 参加モニター数 2人

4 参加議員 矢田松夫 岡山明 松尾数則 中島好人

5 意見交換会の主な内容

[モニター] 委員会のユーチューブ動画は長いので、最後に要点があると良い。

[モニター] 休憩時間が延々とブラックアウトして流れている。工夫が必要である。

[モニター] 議員の顔がよく見えるようにしてほしい。

[モニター] 議員の声が聞き取りにくいところもあるので字幕があると良い。

[モニター] 傍聴席でお茶を飲んでいたら注意された。禁止事項は事前に知らせてほしい。

[議員] 議員は、今回から水の持参が出来るようになった。傍聴席においても検討する。

[モニター] 一般質問の項目を一つ取り下げたのなら、早く終わるはずだが。

[議員] 議員の持ち時間70分の中で、一つ取り消してでもしっかりと市長に意見を述べるため。

[モニター] 議会だよりや議会報告ユーチューブにしても若者には分かりにくい。

18歳から選挙権があるのでその年代にアプローチして行くことが必要ではないか。

[議員] 若者の興味を引くようなユーチューブにして行くアドバイスがあれば聞かせてほしい。

[モニター] とっつきやすい人たちが解説するとか、議員をフィーチャー(特集)したようなものを作ったらどうか。

[モニター] 委員会のユーチューブは長いので、休憩時間余白をカットしたり、テロップを付けたり、要点を最初と最後にこういうふうに話し合いで決まったなどすれば分かりやすいのではないか。

[議員] 一生懸命議論しているので長くなる。

[モニター] 一般質問する際に写真などの説明資料があると分かりやすい。また、こうした資料は、地域交流センターでも配布してほしい。

[議員] 議場の傍聴者には配布している。

[モニター] 市議会のホームページに掲載されており、プリントアウトできるのでは。

[モニター] 一般質問は、地域のことであれば傍聴に誘いやすい。

[モニター] 厚陽地域交流センターは、画像や音響も悪い。改善が必要。

6 今後、検討すべき意見

- ・傍聴席へのお茶の持ち込み（議会運営委員会担当）
- ・若者の興味を引くユーチューブにしていくこと（広聴特別委員会担当）
- ・18歳の若い人を対象とした企画（広聴特別委員会担当）
- ・一般質問の資料を地域交流センターで配布すること（議会運営委員会担当）
- ・厚陽地域交流センターのテレビの改善（広聴特別委員会担当）

市議会・モニター意見交換会報告書

1 開催日時 令和4年9月29日 18:00～19:40

2 開催場所 市役所3階 第2委員会室

3 参加モニター数 3人

4 参加議員 矢田松夫 岡山明 長谷川知司 松尾数則

5 意見交換会の主な内容

[モニター] 本会議場には置いてある添付資料が交流センター等で視聴する場合は置いていない。

[議員] 市議会のホームページには掲載しているが、解りにくいので改善したい。

[モニター] 委員会の視聴は映像の映りが良くない。人が判定できる程度の能力がほしい。

[議員] 改善を進めたい。

[モニター] 議会もユニバーサルデザイン化を進めてほしい。字幕を付ける、文字を大きくする等、障がいがある方が参加しやすい環境がほしい。

[議員] これからは議会もDX化を進め、字幕を付ける、文字を大きくする等の対応をしたい。

[モニター] 傍聴を含めて若い人の参加が少ない。

[議員] 中学生市議会等、これからは若い人にも議会に興味を持っていただき、山陽小野田市の未来の有権者等の投票率アップにつながる行動をとりたい。

[モニター] ホームページを見てくださいと簡単に言われるが、携帯電話を使うだけでも大変なお年寄りもおられる。考慮する必要がある。

[モニター] 市長の答弁が少ない。議会も山陽小野田市を良くするために、正面からぶつかる必要がある。

[議員] 議員が市長を指名しても、答弁の選択権は議員にはない。市長に答弁をさせるのは議員の力だと思う。力をつけていきたい。

[モニター] 高齢化が進み、空き家は増加する一方で、空き家の利用、例えば、その空き家を賃貸に出して、納税収入の増加につなげたい。

[議員] 市は空き家に補助金を出して、空き家バンク制度等で利用できるように考えている。

[モニター] 差押えについては、猶予期間とか、困っている人に対して、市としてやり方が知りたい。

[議員] 市は簡単に差押えをしているわけではない。電話、郵便等で連絡し、役所に来て相談するとか、あるいは、伺って相談する等している。手順を踏んで、最終的に差し押さえをしている。

[モニター] モニターの意見は市民を代表した意見である。おかしいと感じたことを発言することはモニターの重要な役目であると思う。

[モニター] 生活保護の在り方について、本当に必要な人がもらっているのか確認したい。

[モニター] 有害鳥獣、地域猫の問題は補助金制度等による解決は必要だが、ジビエ料理、猫カフェ等による別方向への利用等も考えるべきだ。

6 今後、検討すべき意見

- ・議会のDX化が必要（デジタル化推進特別委員会担当）
- ・市長発言を増やす努力が必要（議会運営委員会担当）
- ・議会もユニバーサルデザインの考え方を持つべき（広聴特別委員会担当）

市議会・モニター意見交換会報告書

1 開催日時 令和4年9月30日（金） 14:00～15:30

2 開催場所 市役所3階 第2委員会室

3 参加モニター数 4人

4 参加議員 矢田松夫 岡山明 古豊和恵 吉永美子

5 意見交換会の主な内容

[モニター] 一般質問を行わない議員がいるが、議員の職務を果たしていないのではないかな。

[議員] 一般質問は議員の権利であって義務ではない。

[モニター] 一般質問で議員が掲げた公約を実現するように活動してほしい。

[モニター] 一般質問を傍聴したが、同じ内容の質問を繰り返すことがあった。もっと努力が必要である。

[モニター] 一般質問する際には、専門家の意見を聞いたり、市民に分かりやすい図を用意するなど、もっと勉強してほしい。

[モニター] 委員会を傍聴した際、スマホ教室について執行部から、参加者は理解したとの報告があったが、実態は違う。しかし、議員からは質問がなかった。もっと市民の声を聞いて、質問してほしい。

[議員] 委員会で協議する。

[モニター] 地域交流センターで開催される講座に、初心者が入りづらい実態を議員に知ってほしい。

[議員] 改善策に考えはあるか。

[モニター] ベテランの市民には、別のサークルを作ってもらおう方法があると思う。

[モニター] 地域交流センターでの活動を行うにあたって、だんだん人数が減っていく状況で、それには公共交通機関がないことも改善すべき問題である。

[モニター] 文化スポーツ推進課が新設されたが、経費節減して、これから何を目指していくのかを、もっとわかりやすく、市民からいろんな意見をいただくような措置をとるべきではないか。

[モニター] アドバイザーの江藤教授から受けた条例の見直しや政策評価について、きちんと検証すべきではないか。

[議員] 言われるとおりである。

[モニター] 議会が実際に活動し検証して、評価する際、モニターの意見を聞いてほしい。

- [議員] 定例会ごとに意見交換会が開催されるので、その際に現状確認していただければと思う。
- [モニター] 地域交流センターでの活動についても、議員が活動される地元住民と連携して、高齢者を大切にする方策をとっていただきたい。
- [議員] 平成26年以降、政策討論会を行っていないが、少子高齢化にどう対応するのか、議論する必要があると思う。
- [議員] 高齢者を大切にとの発言について、高齢化が進む中で、文化スポーツ推進課や地域交流センターを所管する市民活動推進課、高齢福祉課が連携して施策を進めるよう議会は活動してほしいという理解で良いか。
- [モニター] そうである。
- [モニター] 若い人が選挙に行くように興味を引く取り組みをしてほしい。
- [議員] 中学生市議会が開催され、参加した中学生が学校に帰って感動した旨の報告をしたと聞いている。
- [モニター] 大学生に対しても、同じようなチャンスが作れないかと思った。
- [モニター] 持続型社会を目指すSDGsについて、施策はどうか市に正してほしい。

6 今後、検討すべき意見

- ・市議会アドバイザーからの提言に関する検証（議会運営委員会担当）
- ・部や課を超えた施策の推進を議会として提言（議会運営委員会担当）
- ・市民の中にもっと入って、現場の実態を知る取り組み（広聴特別委員会担当）

令和4年5月31日

山陽小野田市議会
議長 高松 秀樹 様

山陽小野田市小野田 3929 C-202
政治団体 政経フォーラム 21
代表 樋口 晋也

申し入れ書

申請内容

山陽小野田市議会 6月定例会以降に開催されます本会議また委員会等、市議会が定める公開される会議の撮影を許可していただきますよう申請いたします。

申請理由

山陽小野田市議会の目指す「開かれた議会」の取材・調査・研究のため。

備考

申請許可を受けるにあたり必要な手続きや遵守すべきルールについては事前にお知らせいただきますようお願い申し上げます。

以上



本会議の撮影許可申請書

年 月 日

議長 高松 秀樹 様

申請者 住所
社名・団体名
氏名
連絡先

山陽小野田市議会の本会議を下記のとおり撮影したいので、山陽小野田市議会傍聴規則第7条第7号の規定により申請します。

記

開会日	年 月 日
撮影対象と 範囲	(例：請願第〇号の審議、●●議員の一般質問質疑等、具体的に)
使用目的	(例：〇〇に関する請願について、審議内容を記事にする等)
発行(放送) 予定日	年 月 日 予定
使用機器と 台数	ビデオカメラ 台、カメラ 台、ボイスレコーダー 台、三脚 台、 その他 ()
撮影者の 人数	名

※裏面も必ず御確認ください

※撮影に当たっての傍聴人の守るべき事項

山陽小野田市議会傍聴規則第7条に規定する「傍聴人の守るべき事項」に加え、撮影の許可を受けた者は、以下に掲げる事項を遵守すること。

- 1 照明の使用（フラッシュ撮影を含む）をしないこと。
- 2 撮影を行う場所は、市議会事務局職員の指示する傍聴席内の指定位置とし、みだりに移動しないこと。
- 3 他の傍聴人を写さないこと。
- 4 報道に当たっては、公正で公平かつ客観的に行うこと。
- 5 目的外に使用しないこと。
- 6 報道関係者は各自用意した腕章を、一般の方は市議会事務局が用意した腕章を着用すること。
- 7 その他、他の傍聴人の迷惑とならないよう十分に配慮し、議長及び市議会事務局職員の指示に従うこと。

上記に違反した場合には、撮影許可の取消し、退場を命ずることがあります。また、その際には、撮影データを削除していただきます。

上記の内容を全て確認しましたので、同意します。(レ点チェック)

市議会記入欄

本申請を、 **許可します** ・ **不許可とします**

山陽小野田市議会議長 高松 秀樹

(備考欄)

委員会の撮影許可申請書

年 月 日

委員長 様

申請者 住所
社名・団体名
氏名
連絡先

山陽小野田市議会の委員会を下記のとおり撮影したいので、山陽小野田市議会委員会傍聴規程第6条第7号の規定により申請します。

記

開会日	年 月 日
撮影対象と 範囲	(例：請願第○号の審議、●●議員の一般質問質疑等、具体的に)
使用目的	(例：○○に関する請願について、審議内容を記事にする等)
発行(放送) 予定日	年 月 日 予定
使用機器と 台数	ビデオカメラ 台、カメラ 台、ボイスレコーダー 台、三脚 台、 その他 ()
撮影者の 人数	名

※裏面も必ず御確認ください

※撮影に当たっての傍聴人の守るべき事項

山陽小野田市議会委員会傍聴規程第6条に規定する「傍聴人の守るべき事項」に加え、撮影の許可を受けた者は、以下に掲げる事項を遵守すること。

- 1 照明の使用（フラッシュ撮影を含む）をしないこと。
- 2 撮影を行う場所は、市議会事務局職員の指示する傍聴席内の指定位置とし、みだりに移動しないこと。
- 3 他の傍聴人を写さないこと。
- 4 報道に当たっては、公正で公平かつ客観的に行うこと。
- 5 目的外に使用しないこと。
- 6 報道関係者は各自用意した腕章を、一般の方は市議会事務局が用意した腕章を着用すること。
- 7 その他、他の傍聴人の迷惑とならないよう十分に配慮し、委員長及び市議会事務局職員の指示に従うこと。

上記に違反した場合には、撮影許可の取消し、退場を命ずることがあります。また、その際には、撮影データを削除していただきます。

上記の内容を全て確認しましたので、同意します。(レ点チェック)

市議会記入欄

本申請を、 **許可します** ・ **不許可とします**

委員長

(備考欄)